ヨーロッパにおける資本市場の 刑法的保護***

ローランド・シュミッツ* 二本栁 誠**訳

ヨーロッパにおける資本市場の刑法的保護 は、共同体法の文言によれば、「市場濫用 (Marktmissbrauch)」を阻止しようとするも のである。最近の市場濫用指令1によると, 市場濫用とは、インサイダー取引 (Insiderhandel) および相場・市場価格操作 (Kursund Marktpreismanipulation) のことである と理解されているが、市場濫用は新しい現象 ではない。欧州議会の「経済通貨問題 (Wirtschaft und Währung)」委員会の報告 が、欧州委員会の指令草案についての報告に 対して意見表明を行う際、1474年に出版さ れた Antonius Florentinusの告解の手引書 (Beichtbüchlein) を引用しているのは、理 由のないことではない。そこでは、ヴェネ ツィアの商人が為替相場操縦およびインサイ ダー取引を行うことは、罪(Sünde)である とされているのである2。それから500年を 経た今日,取引所はコンピュータを利用して 世界中に網を張り巡らしており、市場濫用の 行われる可能性がより一層高まっていること は確かである3。

I. テーマ設定

ヨーロッパにおける資本市場の刑法的保護 という問題は、その全てを論じるにはあまり に複雑なテーマである。それゆえ、本稿における検討の対象は、若干の側面に限定せざるをえない。主として、以下の3つの領域を扱うことにする。

- ・現在効力を有している,市場濫用について の欧州議会および欧州理事会の指令。
- ・ドイツにおける資本市場の刑法的保護の展開。とりわけ、第四次資本市場振興法 (das 4. Finanzmarktförderungsgesetz) を 通じて先に行われた、指令の国内法への転換。
- ・ヨーロッパ経済刑法に関する「フライブル ク」提案(die "Freiburger" Vorschläge)。 これは、ティーデマンの問題提起に基づき、 彼の主導の下、内外の多くの学者によって 展開されたものである⁴。ただしここでも、 本稿における検討の対象は、フライブルク 提案のうちの資本市場刑法に関連する(ほ んの僅かな)側面に限定する。

本稿の検討対象は、――その限界付けが困難であることは否定しがたいが――資本市場(Kapitalmarkt)の刑法的保護にこれを限定し、〔それより広い〕金融市場(Finanzmärkte)全体の刑法的保護にまでは広げない。このことは、指令の目指す目標にも充分適っている。というのも、指令は、確かにヨーロッパ金融市場の全体の保護に資すべきものではあるが、しかし主として資本市場の規制に用いるために作られているからである。

^{*} バイロイト大学教授・法学博士

^{**} 早稲田大学法学学術院客員研究助手

^{***} 本稿は、2003年のドイツ刑法学者会議 における報告に、脚注を付すとともに増補を 施したものである。

II. 刑法という手段を(も)用いた資本市場の保護

ヨーロッパにおける〔単数形の〕資本市場 (もしくは〔複数形の〕資本市場)の刑法的 保護を語るには、まずもって以下の3点が明 らかにされなければならない。

- ・そもそも資本市場とは何か。それは、どの ような広がりをもつのか。
- ・ヨーロッパにおける資本市場は、統一的に、 かつ、刑法という手段をも用いて保護しな ければならないほど重要か。
- ・資本市場について、保護すべきはその全体 か、それともその一部か。

1. 資本市場という概念

第一の問いに際して既に、困難が生じる。 資本市場という概念が厳密に何を意味するか は、今日なお明らかではないのである。この 概念が,「専門用語および日常用語のうちで 『最も精密さを欠き,最も説明を要する用語』」 の1つとされるのは、偶然のことではない5。 資本市場が金融市場の一部分であるというこ とは、少なくとも確かである。金融市場とは、 財市場 (Gütermärkte) と区別すれば、金銭 および金銭的権限に関する需要と供給が交わ る市場であり6、そこには、マネー市場 (Geldmärkte) · 外国為替市場 (Devisenmärkte) ・デリバティブ市場 (Derivatemärkte) が含まれる。ただし, デリバティ ブ市場は資本市場の一部とされることが非常 に多い7。またあるときは、証券取引法 (WpHG) の適用領域および証券取引法 4 条 1項の定める連邦金融監督局 (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BAFin)) の監督権限に由来して、資本市場 は「マネー市場を除く証券市場」のことであ る,とされることもあるが8,そのように理 解するならば、多くを得ることはできない。 というのも、マネー市場を資本市場から区別 することは困難だからである。また,資本市

場――少なくとも広義の資本市場――におい て取り扱われるものは, 有価証券に限られな い。伝統的に、マネー市場は短期信用取引 (kurzfristiger Kredit) の市場のこととされ てきた。しかし、資本市場においては中期お よび長期信用取引(mittel- und langfristiger Kredit) や会社への資本参加も扱われている% このうち少なくとも、会社への資本参加に関 する権限が資本市場に属すものであることは 明らかである。しかし, 短期信用取引と中期 信用取引とを区別することは, 恣意的な線引 きなくしては不可能である。 さらに、金融機 関は、アイデア豊かに、新しいデリバティブ や, 特殊な信用取引形態・投資形態を絶えず 創り出しており、それが資本市場に属するの か、それともマネー市場に属するのかについ て語ることは、しばしば不可能である。

少なくとも資本市場に分類されるべきは, 証券取引法2条1項1号および2号に挙げら れている(国内外の)株式,株式証書(Aktienzertifikate), 債権 (Schuldverschreibung), 利益分配証券 (Genussscheine), オプショ ン証券 (Optionssheine), および株式または 債権に準ずる有価証券である10。さらに、資 本市場――広義の資本市場――には,有価証 券としては扱われない、公開株式会社に対す る 持 分 証 券 (Anteile an Publikumsgesellschaften) や非公開の不動産投資信託 (geschlossene Immobilienfonds) も含まれ てくる。これらのいわゆる灰色資本市場 (der sog. Graue Kapitalmarkt) は、存在す ること自体必ずしも全ての人にとって都合の よいことではないにしても、見過ごすことの できない経済的意義を有しているのである11。

2. ヨーロッパにおける資本市場の保護の 必要性と相当性

以上を踏まえると、第二の〔一連の〕問題が生じる。資本市場を保護することは必要かつ相当か。資本市場は、EUにおいてできるかぎり統一的にこれを保護すべきであろうか。資本市場は、これを刑法的保護の対象とまで

する必要があるだろうか。

このような問題に対しては、否定的な立場を採ることもできよう。すなわち、市場は国家による規制が少ないほど首尾よく機能する、と。しかし、信頼(Vertrauen)というものに強く依存せざるをえない市場については、このことはあてはまらないであろう。また、市場ないしその効率性は、市場参加者が信頼の機能を向上させることができるかどうかに、一定程度依存する。市場における信頼は、市場〔における価格決定等の〕の真摯性(Seriosität)を前提とする12。真摯性には、市場機能に対する拘束的で信用できる規制が必要である。

ところで、次のような異議を申し立てることも、依然として可能ではあろう。すなわち、重要なのは、国家による規制を選ぶかそれとも完全にヨーロッパ法的な規制を選ぶかという問題ではなく、市場参加者自身が規制を取り決めることができるかという問題である、と。しかし、資本市場は今日、あまりに重要かつ巨大になっているため、効率的な自治を期待することは不可能である。さらに、世界中に網を張り巡らす市場はとてつもなく複雑であるため、自治によって個々の市場参加者の操作に対抗することは困難である。

立法者が資本市場の機能に対する正当な関心を有することは、争いえない¹³。機能的な資本市場というものは、重要な国民経済上の関心事であって、少数の巨大な金融資本コングロマリットやギャンブラー集団だけに資するものではない。資本市場に適した企業が株式を上場したり信用取引を行ったりする際の効率を上げてコストを抑える可能性もまたそこに関わってくるのであり、また、個人投資目的や老齢保障目的での株式や債券の取引も同様にそこに関わってくるのである¹⁴。そしてまた、財産権の主体としての国家(Fiskus)自体にも、借入金を幅広く調達可能とするためには、資本市場が必要である¹⁵。

これらのことを最大限効率的に可能とする

ために、資本市場については以下の3つの機能が保障されていなければならない¹⁶。

- ・制度的機能(institutionelle Funktionsfäigkeit)。これにより、現実の市場メカニズムの前提が創り出される。例えば、市場にアクセスする際の障害の除去、高い流動性(Liquidität)、規格化された投資権限、透明性、とりわけ市場参加者の平等な取り扱いが、それである。市場参加者の平等な取り扱いは、インサイダー取引規制における平等取り扱い命令もまた前提とするところである。
- ・オペレーション機能(operationale Funktionsfäigkeit)。これにより、株式の上場および株式の取得のためのコストならびに商取引のコストは、総じて低い水準を維持することができて、市場は魅力を保つことができる。
- ・配分機能 (allokative Funktionsfäigkeit)。 これにより、投資家の資本を単に集めるの みならず、それが最も効率的に投下される 場所へと流し込むことができる。

このような考え方は、欧州委員会(EG-Kommission)の採るところでもある。すなわち、市場濫用指令は、有価証券市場が「企業の資金調達および経済全体にとってより一層重要」なものとなっているという、的確な評価を基礎に置いている。さらに、EU単一市場は、資金調達コストを低下させるであろうから、「ヨーロッパ経済の競争力を決定的に高める」であろう「つ。しかし、EU内の様々な資本市場の間で基準に違いがあれば、競争力の格差が生じて、単一市場の発展を阻害することになってしまう「8、というのである。以上は、市場濫用からの保護も含めた、EU内の資本市場法の統一化に関する主たる論拠といえよう「9。

 「規制された(geregelt)」市場または 「組織された(organisiert)」市場への保 護対象の限定

以上を踏まえてもなお残る問題がある。資

本市場の全体を法的な保護の対象とすべきか という問題である。従来, 法はその保護対象 を「規制された」市場または「組織された」 市場に限定してきた。その点につき、新指令 によっても変更はない。確かに、用語法とし ては、証券取引法2条5項が「組織され た」市場を定義する一方で,新指令は,投資 サービス指令 (EG-Wertpapierdienstleistungsrichtlinie²⁰) 1条13号の意味における 「規制された」市場を引用している(1条4項), という区別が可能である。しかし、2つの概 念は、従来のインサイダー指令21の適用領域 に相当する、同一の市場構造に関連している。 「規制された」市場という用語は、ドイツ法 上、取引所法(BörsG)49条以下の意味にお ける, 証券取引所によって組織された市場 (つまり、組織された市場のうちの一部)を 意味するものとして用いられているため、証 券取引法は、〔指令とは〕異なる〔「組織され た」市場という〕用語を用いているのである22。 証券取引法2条5項の意味における組織さ れた市場とは、国家の承認を受けた官署 (Stellen) の規制・監督に服し、定期的に開 かれ、直接的にまたは間接的に公衆が利用す ることのできる市場のこととされる。これは 主として, 公式の価格決定を伴う取引所取引 (Börsenhandel²³ mit amtlicher Notierung) (取引所法30条以下)と、規制された市場の ことである。さらに、ノイエ・マルクト (der Neue Markt²⁴) 〔=ハイテク関連企業・ ベンチャー企業中心の市場〕もまた、組織さ れた市場のひとつであるが、他方、その他の 自由取引 (Freiverkehr) は、それが実際に 取引所で行われていても、組織された市場に は属しない25。したがって、組織された市場 は、主として本来の取引所取引に限定される が、絶対的にこれに限定されるわけではな V1260

つまり、狭義の資本市場の全体が保護されるわけではないのである。というのもそれは、 一証券取引法4条1項に沿うかたちで—— 取引所外の証券市場をも含んでいるからであ る。とはいえ、とりわけ灰色資本市場は、そ こには含まれないであろう。このような限界 設定は正当である。取引所取引が国家の監督 に服するものである限り、そのような取引は、 資本市場の効率性を最大にするために有用と いえるからである。また、そのような取引は、 匿名の取引を可能とするものであり, 契約の 相手方を知らなくとも売り手と買い手が市場 に対して売買の申し出を行いさえすれば足り る点においても、優れている。このことを前 提としてはじめて, 匿名であるにもかかわら ず公正な取引が実現しているということに対 する信頼が成り立ちうる。したがって,取引 所取引を保護する必要性は高い。これに対し て,取引所外取引は,匿名取引ではないため 市場参加者が個人で身を守ることができるし、 また,制度的にみても,重要な国民経済上の 意義を認める程のものではない。取引所外取 引については,一般的な犯罪構成要件の枠内 で詐欺的取引(Übervorteilung)から〔個々 の〕市場参加者が保護されれば十分であるよ うに思われる27。

また,組織された市場は,それ自体に向け られた行為から保護されるべきであるのみな らず、その他のあらゆる操作行為から保護さ れるべきである。確かに、証券取引法も市場 濫用指令も、組織された市場のみを保護の対 象とするものである。しかし両者は、次のよ うな操作行為に対する制裁を定めている。す なわち、組織された市場の外部で行われる行 為で、かつその際に、取引所取引の対象であ る「価値財 (Vermögenswert)²⁸」の相場に 影響を及ぼしうる行為がそれである29。この 点, 市場濫用指令は、さらに一歩踏み込むも のである。というのも, 取引所取引の許可申 請が行われた段階の有価証券を一般的に規制 対象としているからである。これは、〔実際 に申請が許可されるより前の段階にまで処罰 範囲を前倒しする〕拡張である。このような 拡張は、ドイツ現行法上、インサイダー取引 (証券取引法12条1項2文および2項2文30) には既に認められるが、他方、証券取引法 20条aの相場・市場価格操作にはいまだ認 められない。この点については、市場濫用指 令に適合する状況が生じてくるであろう。

4. 刑法規範と関連する法益としての資本 市場

資本市場のうち組織された部分について保 護の必要性を承認するとしても、次の問題が 残る。資本市場それ自体ないしその機能は, これを法益として承認し、刑法的にも保護の 対象とすべきか, という問題である。市場参 加者個々人を刑法上保護すれば十分であって, 資本市場自体ないしその機能を刑法上保護す る必要はないのだろうか。市場参加者個々人 を保護する方が効率的なのであろうか。イン サイダー取引および相場詐欺の構成要件がこ れまで重要性を持たなかったことは、そのよ うな主張を支持するものではある。「コム ロード (ComRoad)」訴訟〔本件事案は、コ ムロード株式会社の代表が、自社の株式相場 を操作し、上昇した相場を利用して自己株式 を売却し、また、新株引受人を欺くなどした というものであり、17の事案における相場 操縦罪および22の事案におけるインサイ ダー取引罪が認定され、3つの事案について は詐欺罪との観念的競合が認められた。なお, 被告人の妻も、本件への関与を理由として有 罪判決を受けた。――訳者注〕においてみら れたような, 個別事件におけるセンセーショ ナルな判決(そこでは7年の自由刑が科され た) もまた,資本市場保護のための構成要件 の「大胆さ(Schneidigkeit)と有効性」を 示すものではなく,〔詐欺罪を規定する〕刑 法263条のそれを示すものである31。

資本市場のような超個人的法益が、大抵、「抽象的危険犯」という手段を用いることでしか保護できないことは争いえない。このため、当罰性判断と法益保護との間の関係は、 希薄なものとなっている³²。

他方、ある制度が重要なものとして承認さ

れた場合, 国家がそのような制度を刑法とい う手段をも用いて保護することを禁ずること はできない。個人利益の保護が図られており、 それが間接的に超個人的法益の保護にも役 立っているとしても、このことに変わりはな い。例えば、環境犯罪の構成要件における法 益は、環境それ自体でもあること、すなわち、 人間の生活基盤としての環境それ自体でもあ ることは、広く承認されている。ここで私は、 資本市場もまた人間の「自然な生活基盤」を 意味していると主張しようとは思わない。資 本市場の機能は, 我々の経済システムおよび 社会システムの一基盤である。その限りで, 刑法の――制限的な――手段をも用いて資本 市場を保護することは、正当であるのみなら ず、有意義なことである33。

資本市場の保護の相当性を肯定し、資本市 場の機能を法益として承認することは34,欧 州共同体内部の諸規制の調和を図るにあたっ てのプラスの材料を提供する。なぜなら,国 外の市場の状態や取引から隔絶された国内資 本市場というものは、存在しないからである。 ある資本市場への信頼は、 それと結びつきの ある他の諸々の市場への信頼を前提とする。 ある取引所において株式相場を操作すれば, 他の諸々の取引所における株式相場に影響を 及ぼしうるのみならず、そこで扱われている あらゆる派生商品にも影響を及ぼしうるので ある。その限りで正当であるのは、指令に よっても証券取引法によっても、許されざる 行為の禁止が、国内市場に限定されず加盟国 の市場にまで拡張されていることである35。 また、統一的な制裁水準によって、競争制限 からの保護が図られている36。さらに、市場 に対して有意義な保護を与えることで信頼が 高まり、資本が集まる。市場の流動性が高ま れば、相場・市場価格操作に対する市場の抵 抗力が強まる。

以上から、資本市場の刑法的保護に関する 基本方針が導かれる。すなわち、刑法は、市 場の真摯性への信頼を保護すべきである。市 場の真摯性への信頼を害すのは、情報に関する有利な立場(Informationsvorteil)の悪用と、情報に関する不利な立場(Informationsnachteil)の作出とである³⁷。

Ⅲ.「インサイダー取引および市場操作 (市場濫用)に関する欧州議会および 欧州理事会指令」およびその国内法へ の転換

単一資本市場を保障するために, 欧州委員 会は,2001年5月30日にインサイダー取引 および市場操作――市場濫用――に関する新 指令のための草案を発表した38。この委員会 草案に対して少なからざる変更が加えられた ものが、市場濫用指令として、2003年1月 28日に欧州理事会によって署名され、2003 年4月12日に発効した。これは、〔インサイ ダー取引規制との関係では〕1989年11月13 日以来効力を有していたインサイダー指令に 取って代わるものである。インサイダー指令 の背景には、証券取引法を通じたインサイ ダー犯罪構成要件の導入(が遅れていた)と いう問題があった。市場濫用指令はさらに, いわゆる市場操作を,統一的に禁止しようと するものである39。市場操作とは、第四次資 本市場振興法によって改められた証券取引法 20条 a に基づく相場・市場価格操作の構成 要件とほぼ重なる行為, また, 取引所法旧 88条に基づくかつての相場詐欺に対応する 行為のことである。

市場濫用指令と関連して、とりわけ2つの 点が特に注目に値する。第一に、これにより いわゆるコミトロギー手続(Komitologieverfahren)が用いられることになる点であ る。第二に、〔市場濫用指令のもととなった〕 委員会草案が、市場濫用に対して行政制裁な いし刑事罰を加える明示的義務を加盟国に課 していた点である。この点は、インサイダー 指令が、指令の「規定を遵守させるのに十分 な刺激(Anreiz)」となる制裁を加えること を要求するに留まっていたのと異なる40。

1. 「市場濫用指令」の草案と欧州理事会 が承認した版 (im Entwurf und in der von der Rat angenommenen Fassung)

ヨーロッパにおける資本市場の保護の必要 性に関するこれまでの考察に対応することだ が,「指令の目的は……, ヨーロッパ金融市 場の完全性(Integrität)を確保し、ヨー ロッパにおける市場濫用との闘いのための規 制を設けかつこれに法的拘束力を持たせ, ヨーロッパ金融市場に対する投資家の信頼を 強化すること41」にある。この点について, 欧州委員会は次のように考えていた。濫用指 令は,新たな策略をも適切に捕捉することが できるよう充分フレキシブルな、かといって また市場参加者にとって充分参考になるよう な, 市場濫用についての一般的定義を含むべ きである42。それと同時に、「一定の状況下 では, 充分に明確な経済的理由から, 例外 (セーフハーバー) を」 認めなければならな い。このような例外としては、初回発行 (Erstemissionen) の場合,決済業者の自己 勘定取引 (Eigengeschäfte von Skontroführer) の場合43, または会社による株式買 戻しの場合の一定の「相場配慮措置(Kurspflegemaßnahmen)」が考えられる, と。こ のような, インサイダー取引および相場操作 の例外および定義については、指令の付則B においてその基本方針がリストアップされた が, 欧州委員会は, 必要とあらば, コミトロ ギー手続の枠内でこれらを補充ないし変更す ることができるようにすべきであると、考え ていた4%。

以上のことに基づいて、委員会草案14条は、次のような義務を定めた。すなわち、指令違反に際して、「国内法に対応した、行政手続上加えられる制裁および刑法上の制裁を含む」「適切な措置」を講じる義務が、それである。これらの制裁については、金融市場および市場参加者が不当に害されない限度で公表すべきことも定められた。指令は、以下

のような非常に包括的な規制を定めている。 すなわち、インサイダー情報の公表を含む、インサイダー情報との接触(6 条) 45 、統一的な管轄権限を有する監督機関を含む、監督 手続(11 条から15 条まで)、加盟国間の協働 (16 条)が、それである。これらに対する違 反は、すべて制裁を科されなければならない (14 条 1 項)。

a) コミトロギー手続における法設定 (Rechtssetzung)

コミトロギー手続における法設定には、いかなる特殊性があるだろうか。この点については、1999年の欧州理事会の決定に遡る。この決定において理事会は、欧州委員会に委任される執行権限(Durchführungsbefugnisse)を行使するための方式を定めた 46 。これによって、欧州委員会は、特定の委員会の助けを借りて、「適切な措置」を、3つの異なる態様で行うことを――指令の17条2項は、[3つのうちの]いわゆる規制手続を参照するよう指示している――採ることができるようになった 47 。欧州理事会および欧州議会はその際、単に通知を受けるだけであるが、意見表明を行うことはできる 48 。

委員会草案の雛形となったと推測されるのは、アメリカ合衆国の資本市場法、とりわけ1933年の証券法と、1934年の証券取引所法とである49。アメリカ合衆国においては、法律上いまだ捕捉されていない新しい操作テクニックを禁止するために、証券取引委員会(SEC)は、規則制定を通じて様々な規定を発布する広範な権限を有している。

ョーロッパ資本市場の保護と関連して、ラムファルシーを議長とするいわゆる賢人委員会(Rat der Weisen)が、「適切な措置」の発布の拡大を、欧州委員会に要求した 50 。これについては、2001年 3 月のストックホルム特別欧州理事会および2002年 2 月 5 日の欧州議会において承認された 51 。その際常に問題とされたのは、〔提案された「4 段階のアプローチ」のうち、〕法設定という「第 2

段階」の措置であった(これは,第1段階— 一例えば指令——の遂行に奉仕するものであ る)52。

しかしながら、指令草案の審議に際しては、欧州議会の経済および通貨問題を担当する委員会も、一そしてとりわけ――法と域内市場を共同で審議する委員会も、変更可能な指令付則の中に基本的な概念規定を入れることに対して、懸念を表明した。彼らが、規範の明確性が損なわれると考えたことは、不当なことではない。刑法的制裁の対象となる行為が、立法者(理事会および議会)によってではなく、執行部によって決定されるということを、法および域内市場委員会は――むしろ、この委員会がまさに――、法治国家の観点からは疑わしいと考えたのである53。

その結果、まずもって、欧州委員会がインサイダー概念および市場操作概念の定義を規定した〔委員会草案〕付則は、直接的に〔市場濫用〕指令1条へと場所を移したのである。その際に、インサイダー概念および市場濫用概念は、確実に――明確化という目標を伴いつつ――、従来〔の草案段階のそれ〕よりも複雑な形に変更・補充された54。同様のことが、インサイダー情報という概念が膨張してしまったことについてもあてはまる(指令1条1項)。

もっとも、コミトロギー手続においてこれらの定義に変更を加えるという欧州委員会の権限は、〔市場濫用〕指令においても採用された55。ここで補助を務める委員会は、「有価証券委員会(Wertpapier-Ausschuss)」であり、この委員会が、資本市場における取引の領域に属する行為のうち何が許され、何が許されないかを決定するのである56。

b) 指令における, 刑法的制裁の導入義務 の不存在

欧州委員会の指令草案についての欧州議会の審議は、さらに次のような――今日では55 驚くべき――帰結をもたらした。すなわち、指令は、犯罪構成要件の創設義務をもはや定

めないという帰結がそれである。指令は、行政法上の制裁の導入のみを求め、それ以上に刑法上の制裁を科すかどうかを、各加盟国に委ねているのである⁵⁸。

欧州議会がこのような修正を加えたのは、共同体の立法者には、各加盟国に刑罰規定の創設を義務付ける権限がないと考えたからではない。むしろ、上記の変更は、刑事制裁と行政制裁の重畳——これは、いくつかの加盟国では禁止されている——を避ける目的のために行われたのである⁵⁹。しかし、上記の修正によって、次の問題はなくなった。すなわち、資本市場の保護という領域における一定の犯罪構成要件の強制的基準を設定することに関して、共同体は団体としての権限(Verbandskompetenz)を、また、欧州委員会は組織としての権限(Organkompetenz)を、そもそもどの程度有するか、という問題がそれである。

欧州委員会自身は、明示的に次のような考 え方を採っていた。すなわち,「諸々の制裁 を調和させる権限はないが | 刑法上の制裁 をも創設すべしとする基本的な義務を導入す ることは,「共同体に共通の事柄である (gemeinschaftskonform)」, という考え方が それである。もっとも、そのような考え方が 欧州理事会において貫徹されえたかどうかは 疑わしい。欧州委員会と欧州理事会とでは, 犯罪構成要件の基準設定(Vorgabe)権限に ついての考え方が明らかに異なっていた。こ のことが最近, 環境保護刑法の領域で明らか になった。ヨーロッパ環境保護刑法60につい ての欧州委員会の指令草案は、欧州理事会の 率直な反対を受けた。2003年1月27日に、 指令ではなく、枠組決定が可決されたが61、 これは、EU条約第4章©に依拠するもので あった。欧州委員会はそこに, 欧州共同体法 違反と、相応の指令を提案するという欧州委 員会の権利の侵害とを見出し,これを公表し た63。欧州委員会は現在,欧州裁判所に対し て, 欧州理事会による枠組決定の無効の訴え

を提起している64。

さて、私見によれば、EU条約29条および31条が、環境の刑法的保護についての枠組決定を行う権限を定めているという考え方に対しては、疑問を差し挟む余地がある65。これに対して、欧州委員会は明示的に次のことを強調した。「共同体法の保護が刑法的制裁を科すことによってしか保証」しえない場合には常に、共同体の立法者——そして、終局的には欧州委員会——は、EC条約からして既に、加盟国に対して刑法的制裁の導入を指令で強制する権利を有している、と。欧州委員会はその際、共同体の権限について、EC条約による一般的な任務分担において基礎付けられていると考えるようである66。

しかし、犯罪構成要件の基準設定に関するかくも広範な一般的権限を、共同体法から読み取ることはできない。欧州委員会は結局、環境保護刑法と関連して、EC条約174条および175条の一般的任務規定を援用しているが、そこには、刑罰規定の拘束的基準設定のための権限は含まれていない⁶⁷(「実効性(effet utile)」の意義の解釈としても、そうである⁶⁸)。

これに対して競争――これは、資本市場の 機能を保護することにより促進されるもので ある69――の領域に関して議論の余地がある のは, 欧州委員会が, 部分的権限を刑法の領 域において付則(Annex)として主張するこ とができるかどうか(「黙示的権限(implied powers)」) という問題である。熟慮すべき は, 各国の法状況の相違が競争を阻害する場 合に、そのような相違を除去するために、 EC条約94条以下に依拠して,刑罰規定の調 和に関する部分的な介入権限(Anweisungskompetenz)を行使することができるかどう かである70。なぜなら、欧州委員会は、市場 濫用指令の必要性を, まさに, 法基準の相違 に基づく競争阻害の危険のうちにも見出して いるからである。

もっとも, EC条約280条の存在は, その

ような権限にマイナスの材料を提供する。こ れは, 詐欺その他共同体の財政的利益に向け られた犯罪との「闘い」と関連付けられては いるが、――争いはあるものの的を射た見解 に従えば71――刑法に関する基準設定を行う 権限を付与するものではない72。また、共同 体法はそもそも,「制限的個別的授権の原則 (Prinzip der grenzten Einzelmächtigung)] を採用している73。それでは、EC条約308条 に基づく, 同条約による授権がない場合に法 令を制定する権限は、刑法に関しても認めら れうるだろうか。やはり、この領域における 権限が意識的に定められなかったことに鑑み れば、これを肯定することは困難であろう74。 各加盟国が刑法的問題に対応することを可能 とするために、刑法の領域における協働が、 とりわけEU条約の「第三の柱」に根ざして いることは75,理由のないことではない。こ れら全てのことが、私見によれば、EC条約 において今日まで刑法の領域における(一般 的)権限が認められることを許さなかったの である⁷⁶。

ここでは、これ以上この問題に立ち入らな い。市場濫用指令に関して, 欧州委員会は, 刑法的制裁の基準設定の削除に際して,〔そ の存続に〕固執していたわけではなく, 欧州 議会および欧州理事会による修正には賛同し た。権限の問題は、その限りではなくなって いる。もっとも、ここで見過ごしえないのは、 ティーデマンがちょうど10年前既に断言し たことである77。すなわち、我々にとって議 論の余地が残されているのは、どのような制 裁規範であれば共同体法によって定められて もよい(定められてはならない)のかという 問題に限られるのである。行為規範が、少な くとも全般的に見れば、ヨーロッパ法によっ て定められているという事情に、我々は―― 多かれ少なかれ――甘んじてきた。

c) 犯罪構成要件の基本となる行為態様を 顧慮するコミトロギー手続の意義 指令が刑罰規定を導入するための基準設定 を断念したからといって、指令に関して刑法上の問題がいつまでも生じないわけではない。なぜなら、市場濫用とは何か、どのようなときに操作禁止の例外が認められるのかといった根本的な問題は、将来的に、コミトロギー手続という方法を通じて欧州委員会により決定され、それが拘束力を持つからである。共同体法上の基準設定が行われれば、指令の適用の優位性®が認められる以上、資本市場の保護に関する犯罪構成要件の導入を決定する国内の立法者は、それを無視することはできない。

ヨーロッパ法は、国内の犯罪構成要件の理解および解釈を決定することになるのみならず、準行政法的手続においてもまたそうなるのである。指令は、欧州議会の試みに基づいて、多くの観点を欧州委員会に対して定めている。欧州委員会は、自らの判断を下す際に、その観点に準拠「すべきである(sollte)」79とされる。しかし、欧州委員会は、あることが資本市場の保護にとって不可欠であると考えれば、それに対応するよう〔市場濫用〕指令1条を変更する自由を、終局的には保持している80。権力分立は、いずれにせよ共同体レベルではほとんど実現されていないが、以上のような状況から、より一層空洞化している81。

2. 第四次資本市場振興法後の証券取引法

a)連邦金融監督局の「コミトロギー手続」 以上のことをドイツの視点から声高に批判 するより前に、まずもって、ドイツ国内の動 向について、すなわち、第四次資本市場振興 法によって改正された証券取引法について言 及すべきであったかもしれない。〔市場濫用 指令を待たずに、〕指令草案を先取りする形 で受け継いだことで、立法者は、残念ながら、 コミトロギー手続を国内法に取り入れた。ド イツにおいても、コミトロギー手続は、以下 のようにして、不明確な構成要件の具体化に 奉仕すべきでものである。

証券取引法20条 a 第 1 項 1 号は, 価値財

の評価にとって重要な事情について誤った情 報を報告すること, またはそのような情報を 法の規定に反して秘匿することを禁止してい る。証券取引法20条 a 第 1 項 2 号は、価値 財の価格に影響を与える目的で「その他の欺 **罔行為」を行うことを禁止している。証券取** 引法20条a第2項1文1号から3号までに おいて、連邦財務省(BMF)には、法規命 令 (Rechtsverordnung) (これには連邦参議 院の同意を要する)を通じて,所掲の禁止82 を具体化する権限が与えられている。この具 体化は、3つの領域で行われる。すなわち、 価値財の評価にとって重要な事情(1号), 「その他の欺罔行為」の存在(Vorliegen) (2号)、およびいかなる作為または不作為が 「決して」構成要件に該当しないのかの確定 ([セーフ・ハーバー] ルール――3号) が、それである。このような具体化を経て、 最終 的に、禁止の全体が定まることになる83。連 邦財務省は,連邦参議院の同意を得た法規命 令によって, 具体化の権限を連邦金融監督局 へ委譲することができる(証券取引法20条 a 第2項2文)。連邦金融監督局は,権限を 委譲された場合, 各州の証券取引所監督機関 と協力して構成要件を具体化する(証券取引 法20条a第2項2文および3文)。

欧州議会と欧州委員会との関係とは異なり、ドイツの立法者は、基準設定への関与を完全に断念した。これは、憂慮すべき事態である。というのも、どのような行為態様が許されるかについては、関連する専門家の間でさえ全く明らかではないからである。このような権限委譲の合憲性は、既に――まったく理解できないわけではないが――疑念にさらされている⁸⁴。

もっとも、この問題は、市場濫用指令の可決によって除去されたとしてもよいかもしれない。証券取引法20条aの解釈に際しては、いまや、〔市場操作概念を規定する〕指令1条2号を考慮しなければならない。共同体法の適用の優位性に鑑みて、証券取引法20条

aは、指令に合致するよう解釈しなければならないのである85。これが可能な限度では、規範の不明確性は除去されうる86。しかし、指令自体とて、市場濫用という概念を完全に一義的に規定しているわけではない87。にもかかわらず、こういわなければならない。指令は、証券取引法20条aの解釈に役立つにも、正券取引法20条aは、指令にのであり、証券取引法20条aは、指令に合致するよう解釈すれば、十分に明確であるとう解釈すれば、十分に明確であるとがであるない、と。連邦財きとないし連邦金融監督局)による来るべフないのである。とができることができるのである。

b) 資本市場の保護に関するドイツの犯罪 構成要件と指令草案との整合性

ドイツ刑法には,資本市場に関わる多くの 犯罪構成要件が定められている。

- ・インサイダー取引は、証券取引法14条1 項1号または2項によって禁止されており、 その違反は、同38条1項1号により処罰 対象とされている。
- ・インサイダー情報 (Insidertatsache) を流 出する行為 (Mitteilen) は,証券取引法 14条1項2号によって禁止されており, その違反は,同38条1項2号により処罰 対象とされている。
- インサイダー証券 (Insiderwertpapier)
 を推奨する行為は,証券取引法14条1項3号によって禁止されており,その違反は,同38条1項3号により処罰対象とされている。
- ・相場・市場価格操作は、証券取引法20条 a第1項1号または2号によって禁止され ている。また、同39条1項1号または2 号〔所掲の秩序違反行為が相場・市場価格 に影響を及ぼした場合、〕同38条1項4号 により処罰対象とされる。
- ・取引所における投機取引への勧誘行為は, 取引所法23条によって禁止されており,

その違反は、同61条により処罰対象とされている。

・目論見書詐欺 (Prospektbetrug) は、刑 法264条 a により処罰対象とされている。

広い意味では、資本市場の保護に関係して いるといえるものもある。信用制度の機能を 保護する,信用制度法 (KWG) 上の犯罪構 成要件(同法54条以下)や,有価証券の寄 託と関連してその所有者を保護する寄託法 (Depot G) 34条以下である。取引所法61条 および刑法264条 a も、支配的な見解によれ ば主として, 私見によれば専ら, 個別被害者 の個人的利益を, すなわちその財産 (Vermögen) を保護するものである88。紙幅 の都合上これらの構成要件にはスポットを当 てず,検討の対象を資本市場自体に関わる犯 罪に絞ることにする。かといって, 不測の損 害を被った投資家のことを考えれば、その他 の構成要件にも重要な機能があることまで否 定するつもりはない――少なくともそれらの 構成要件該当事実が存在すれば損害賠償の獲 得が法的には可能になるため、彼らにとって みればおそらく最も重要な機能であろう――。 信用制度法も, それがとりわけマネー市場に 関わるものであり、マネー市場は資本市場の 周縁にあるものにすぎないため、検討の対象 外とする。

資本市場に関わる構成要件が必ず関係を有しているのは、取引所取引にふさわしい態様で取引される有価証券(インサイダー証券――証券取引法12条)または価値財(相場・市場価格操作――証券取引法20条 a 第 1 項2 文)である(市場濫用指令は、〔価値財という言葉を用いずに〕「金融商品(Finanzinstrument)」という言葉を用いている)。ドイツ法上、価値財の範囲は広い。そこには、商品デリバティブ(Warenderivate)を含む広義の有価証券が含まれるのに加えて、取引所取引にふさわしい態様で取引される商品(Waren)、金銭(Geldsorte)、および小切手さえも含まれている8%。価値財という概念が、

ドイツ法上,資本市場に直接関わる範囲を超えた外延を有していることは、相場・市場価格操作の構成要件が、旧取引所法88条に規定されていたことから説明することができる%。取引所取引にふさわしい態様における商品取引というものに実践的意義がほとんどないことからして既に、指令における「金融商品」という限定には、意義があるだろう⁹¹。また、インサイダー取引の対象に関する規定の簡素化および明確化に関しては、相場・市場価格操作におけるのと同様のことがいえよう――指令もまた、このことを予定している。

その他の点で指令は――既に言及したよう に92――相場・市場価格操作の適用領域を拡 大するものである。ドイツ法は、これに適応 しなければならない。指令によれば、ある有 価証券について、組織された市場において取 引を行うための許可の申請を行いさえすれば, その有価証券は〔許可を待たずに〕取り込ま れる。こうして,取引が行われるより前の段 階でも,後の市場価格に対して許されない方 法を用いて影響を与えることを目的とする行 為は、およそ禁止されることになる。このよ うな拡張は、首尾一貫しているように思われ る。というのも、ある市場価格が〔申請許可 を経た〕取引後にはじめて操作された場合と, はじめから既に操作されていた場合との間に, 差異を認めることはできないからである。そ の限りで、なぜドイツ法が、インサイダー取 引の禁止に対して〔申請許可という〕限定を 設けているのかは、自明ではないといえる。

aa) インサイダー取引(証券取引法38条 1項1号から3号までならびに14条1 項および2項)

インサイダー取引の禁止は、既に〔1989年の〕インサイダー取引の禁止は、既に〔1989年の〕インサイダー指令に定められていた。インサイダー取引を禁止することで、相場変動に関わる事実の近くにいることから生じる情報の優位について調整が図られることになる。市場濫用指令6条によってかなり強化された、証券取引法15条および15条 a に基づ

く情報〔の公表・通知に関する〕義務 (Informationspflichten) は、インサイダー 取引の禁止と対応している。

個々の構成要件と新指令とを比較すると,以下のことがたちまち明らかになる。すなわち,〔草案を提出した〕欧州委員会の本来の目的は,相場・市場価格操作の禁止をヨーロッパで統一することにあったにもかかわらず,〔草案に修正が加えられたものである〕新指令は,相場・市場価格操作の禁止に関する革新と比べて,インサイダー取引の可罰性に関する革新をより多くもたらした,ということがそれである。このことは,欧州議会が,欧州議会に属する諸々の委員会(Ausschüsse)の勧告に応じて,指令草案に修正を加えたことに由来する。

(1) 基本的に、プライマリー・インサイ ダーとセカンダリー・インサイダー (Primärund Sekundärinsider)の区別について、変 更はない。前者は、指令2条2項において定 義され、4つのグループに分けられている。 前 3 者―― a)から c)まで――は,職業と 関連してインサイダー情報へアクセスした場 合であり、これらは、〔1989年の〕インサイ ダー指令によって周知のものとなり, 証券取 引法に引き継がれた区分と対応するものであ る。他方、4番目のグループは、全く新しい ものである。 d) によりいまや、犯罪的な活 動に基づいてインサイダー情報を得た者さえ も、プライマリー・インサイダーに数えられ ているのである。かといってまた, プライマ リー・インサイダー概念の拡張は、単に新た なグループが増えただけのことを意味するに 留まらない。従来、プライマリー・インサイ ダー概念は狭く解釈され、「市場における事 象の秩序維持に関する保証人的地位を有す る93」者しか含まれないものとされていたが, この――合理的な――試みが、意味を成さな くなったのである。

このようなプライマリー・インサイダー概 念の拡張には、欧州議会が、テロおよびテロ 資金調達との闘いをも指令の任務に盛り込もうとしたという背景がある⁹⁴。このことは、2001年9月11日のテロの数日後に生じた疑いに由来する。すなわち、テロ関与者が、テロ行為をインサイダー取引に利用したのではないか、という疑いである⁹⁵——もっとも、その裏付けはない。かくして市場濫用指令は、資本市場の保護を超えて、それとは全く別の目的が与えられたのであるが、資本市場の保護とテロ対策との両立は困難であるように思われる。

- (2) プライマリー・インサイダーとセカン ダリー・インサイダーの区別は,新指令に従 えば、もはや疑わしい役割しか果たさない。 1989年のインサイダー指令4条および証券 取引法14条2項によれば、セカンダリー・ インサイダーに対する禁止は、インサイダー 証券の取引に限られる。他方, プライマ リー・インサイダーに対する禁止は、インサ イダー情報の権限なき伝達や、インサイダー 証券の取得を第三者に勧める行為にも及んで いる(証券取引法14条1項)%。これに対し て,市場濫用指令4条は,プライマリーであ るかセカンダリーであるかによって、禁止の 範囲に差を設けていない。それゆえ, 将来的 には、セカンダリー・インサイダーに対して も, プライマリー・インサイダーにおけるの と同じ禁止が加えられるであろう。
- (3) このことに説得力を見出せないとすれば、セカンダリー・インサイダーに対する禁止対象行為の拡張は、なお問題とすることができる。〔欧州委員会の〕指令草案が欧州議会の審議を経たところ、過失行為をも禁止の対象とするという見解が示されるに至った。「このことだけでも疑わしいが。」。過失行為の禁止が、よりにもよってセカンダリー・インサイダーのみに適用されることになることは、一層不可解である。というのも、セカンダリー・インサイダーは、資本市場内部における自己の地位に由来するチャンスを濫用するのではなく、単なる偶然で得た知識を自己に

有利に用いるにすぎないのであって, セカン ダリー・インサイダーの所為の不法内容は明 らかに小さいからである⁹⁹。

過失行為の禁止の問題においても、プライマリー・インサイダーとセカンダリー・インサイダーとの原則的同視においても、指令の構想には深刻な欠陥が存在する。各国の立法者は、国内法への転換に際して、可能な限りその欠陥を縮小しなければならない。指令は、違反に対する刑事制裁または行政制裁の可能性をもたらしたが、これは、〔プライマリー・インサイダーとセカンダリー・インサイダーとを〕適切に段階付けるために利用することができる。

- (4) 指令2条1項は、これまで捕捉されていなかったインサイダー取引未遂を禁止対象としており、ここにも、拡張が見出される。
- (5) [指令] 1条1号によるインサイダー情報の定義や、2条1項a)からc)までに基づくプライマリー・インサイダーの定義は、新たな拡張的定義である。これらの定義によって捕捉される人および情報については、何ら明確ではない。従来からの限界付けの問題の多くは、残されたままである。このことはジャーナリストについてあてはまるのみならず――これを禁止の主体から一般的に除外するか包含するかという問題は激しく争われた100――、例えば、意図的な企業買収と関連する株式の取得についてもあてはまるのである101。

bb) 相場·市場価格操作

(1) 証券取引法20条 a 第 1 項 1 号および 2 号の,相場・市場価格操作を定める 2 つの 構成要件には、その広範さにおいても、不明 確性においても、欠陥がある。両者は、既に述べたように、連邦金融監督局の法規命令を 通じて具体化されなければならない。

指令が市場操作を専ら客観的に定義しようと試みていることは、注目に値する。これにより可能な限りの明確性が実現し、どのような行為が許されないのか、市場参加者に保障

することになる102――この保障は、証券取 引法20条aのように意図に着目したのでは、 得られない。市場濫用指令1条2号は、2つ の段階を区別する。まず、a)からc)まで が、相場・市場価格操作の可能性に関する4 つの「基本定義」を定めている。そこでの区 別は、取引を利用しているか、〔取引以外の〕 行為が利用されているか (handlungsgestützt), または情報が利用さ れているかに着目して行われる。次いで、こ れらは, 例示的に挙げられる操作テクニック によって「具体化」される103。例えば、― 取引所特有の「新ドイツ語」だが―― "painting the tape", "pumping and dumping", "marking the close", "scalping" と いった行為が問題となる。これらを相場・市 場価格操作に含めるかどうか、今も昔も争わ れているが104、指令によって、これらは明示 的に捕捉されるべきである105。

もっとも、このようにして、許されない相場・市場価格操作と許される行為形態との間に、「指令本体で具体例を挙げずに概念規定のみで」可能な限り明確な限界を設ける試みが、目覚しい成功を収めることは決してない。逆に、委員会草案は、付則Bにおいてそのようなカタログを定めていたため、その限りではより見通しがつき、精密である。欧州議会は、「付則ではなく」指令自体に、操作テクニックを詳細に記述することによって、より高い法的安定性を得ようと配慮したのであるが、これが成功しているとは思われない。市場濫用指令の1条2号が、事後的変更・補充に関して二重の留保を定めていることは、理由のないことではない106。

以上は、次のことの理由となるだろう。すなわち、ドイツの立法者が、証券取引法20条aを定めるに際して、元々は客観面のみによって画された禁止を規定するつもりであったのにそこから離れて107、―― 〔付加的な主観的要件を定めていた〕旧取引所法88条の相場詐欺に添う形で――取引を利用した操作

テクニックおよび〔取引以外の〕行動を利用 した操作テクニックについて, 取引所価格な いし市場価格に影響を与える意図〔という付 加的な主観的要件〕を要求したことが、それ である。いずれにせよ構成要件の明確性が欠 けているのであるから、このような付加的メ ルクマールは、取り入れるべきではない108。 "wash sales"や"painting the tape"の如き およそ虚構的な取引に際しては――つまり、 経済的にみて所有者に変動がないような取引 に際しては――, そのようなメルクマールは 余計である。有価証券が経済的にみて取得さ れたといえる有効な取引に際して109, 合法的 取引と操作的取引との間の限界は、容易では ないが、専ら客観的な事情を手がかりにして 画されうることを認めるべきである。巨大な 取引の流れの中で操作行為にあたる取引を突 き止めることは、いずれにせよ、困難ではあ る。購入行為が "concerning" や "abusive squeezes"にあたるのか、それとも、相場 上昇の期待と結びついてはいるが許される購 入行為にあたるのかという問題は, 取引行為 者の意図を考慮せずにはほぼ判断しえない110。 かといって,このような意図は,〔客観的〕 事情から推し量るほかないので,〔付加的な 主観的〕メルクマールは、不明確性をもたら すのみである。この点を度外視してもなお残 る問題は、証券取引法20条a第1項2号の 構成要件の規定態様が、指令に合致している か、という問題である。というのも、1号は 情報に関わる行為をそれだけで〔つまり,付 加的な主観的要件なしに〕捕捉するものであ り、他方、取引を利用する態様および〔取引 以外の〕行動を利用する態様については、市 場へ影響を及ぼす意図という〔付加的な主観 的〕要件が付け加えられているからである111。

(2) 刑法の観点から容認しえないのは、市場濫用指令の1条2号a)が、行為の許容性と関連して、挙証責任の転換を定めていることである。これによると、例えば、「金融商品の供給……に関して、虚偽のもしくは誤解

を招きやすい合図(Signale)を与えもしくは与えうる」取引は操作行為とみなされる。ただし、行為者に当該取引を行う正当な理由があったこと、および、当該取引が許された慣習に違反していないことを、行為者が証明した場合には、この限りではないとされる。このようなルールは、確かに、「有効かつ威嚇的な(wirksamme und abschreckende)」制裁(指令14条1項)という基礎を持ってはいても、無罪推定違反であり、したがって、ヨーロッパ人権条約(EMRK)6条2項および基本権憲章(Charta der Grundrechte)48条との整合性も認められない112(これらの条項の遵守は、指令の検討理由113において明示的に前提とされている114)。

(3) さらに、注目に値するのは、指令6条 が、インサイダー情報の公表に関する包括的 義務を定めていることである。これは, 証券 取引法15条および15条 a に基づく義務の範 囲を、はるかに超えるものである。これに よって,投資家間の機会均等が図られること になる115。これに関して、インターネットに よる公表も明示的に定められている116。この ような義務は、指令1条2号c)の、情報を 利用した操作テクニックに対応するものであ る。もっとも、この義務は、法的義務に反し た情報秘匿を市場操作として捕捉するもので はない(証券取引法20条aは,これを市場 操作として捕捉している)。これは奇異なこ とであるが、公表義務の違反それ自体に既に 制裁を科さねばならないことから, 〔問題性 は〕緩和される117。

証券取引法20条 a は現在,同15条 1 項に基づいて特別な場合にのみ必要とされる報告(ad-hoc-Mitteilung)に関する義務の違反を特に捕捉するものである 118 。指令によって,その限りで,禁止の範囲が拡大することになる。

指令1条2号および5条に基づく相場・市 場価格操作の禁止は、「金融商品」の相場な いし価格が、実際に影響を受けることまでは 要求していない。これに対して、証券取引法 38条1項4号は、価格への客観的影響を要 求しているため、これが欠ければ、同39条 1項1号および2号に基づく秩序違反しか問 題となりえない。このことは、旧法と比較す れば、処罰範囲の縮小を意味している。とい うのも、取引所法旧88条は、価格へ影響を 与える意図119しか要求していなかったから である。このような法律状況から, ただちに, 証券取引法38条1項4号は指令に合致して しないという結論が導かれる。さらに、価格 への実際の影響を要件とすることに対しては, 根本的な批判が加えられる。なぜなら、実際 の影響を証明することは困難であり、そのよ うな構成要件が持ちうる意義は、取引所法旧 88条が持っていた意義よりも少なくなって しまうからである120。

刑法的制裁の創設義務を定めていた委員会 草案の基礎に対しても、批判が妥当する。既 に発効した指令については,〔刑法的制裁の 創設義務を定めていないため〕この最大の疑 念はもはや生じない。私見によれば、犯罪に 対する刑罰を定めた証券取引法38条と、秩 序違反に対する過料を定めた39条との間に 設けられた区別は, 意義のある段階付けであ る。なぜなら、資本市場の刑法的保護を重要 かつ必要とみなしたとしても,必ずしも,広 範な犯罪化ないし完全に包括的な犯罪化に至 らざるをえないわけではないからである。重 大な侵害のみが、刑法という手段を用いて捕 捉されうるということは、常に変わらない。 実際に相場が操作された場合のみを刑法的制 裁の対象とし、そうでない場合には秩序違反 のみが問題となりうるとするのが、適切であ るように思われる。確かに、資本市場は、市 場参加者が以下のことを信頼している場合に しか機能しない。すなわち、市場価格が、合 法的に情報を作出・利用することによっては 操作されないということが、それである121。 かといってまた考慮すべきは,情報の優位性 の利用が、資本市場での取引に内在するもの であるということである(情報の優位性の利用は、およそ経済活動に内在するものである)1²²。その結果、「古典的な」詐欺構成要件におけるのと同様、市場濫用においても、是認できる取引の程度(Grad des vertretbaren Handelns)および第三者に及ぼした影響の程度に関する問いが立てられるのである。資本市場の保護に際して、刑法的制裁を無駄に広く定めるべき理由はない。最後に、過料による制裁だけでは十分に威嚇的ではないという批判も想定しうるが、150万ユーロ以下という過料の枠(証券取引法39条4項)が不十分だとはいえないであろう。

cc) 証券取引法20条 a および38条と明確 性の原則との整合性

証券取引法38条1項4号の白地規範(Blanketnorm)に実質的内容を与える同20条aについては、既に述べたように、明確性の点で憲法的疑念が表明されていた123。とりわけ、20条a第1項2号の「その他の欺罔行為」という要件は、どのような意味にもとることができる。構成要件の明確性という原則を緩やかに解したとしても、これが基本法103条2項の〔罪刑法定主義の〕要請を充たすことは、ほぼ不可能である124。連邦財務省または連邦金融監督局が具体化のための法規命令を発するのに先立って参照すべき基準が与えられていないため、当該権限委譲は、〔法規命令について定めた〕基本法80条1項の要件を充たさない125。

しかし、既に述べたように、指令が可決されたことで、また、指令と調和する解釈を行う可能性によって、問題は既に解決された。このこととは別に、証券取引法20条 a の構成要件は、法規命令等によって精密化されなければならない。

3. 予定されている法改正

市場濫用指令の発行に伴い、ドイツの立法 者には、指令から導かれる変更を2004年10 月12日までに国内法化する義務が課されて いる。つまり、第五次資本市場振興法〔が制 定されるの〕も時間の問題なのである。連邦 政府は、それを超えて既に、「措置カタログ (Maßnahmenkatalog)」を発表した。これは, とりわけ,投資家保護の向上のための法律の 発議(Gesetzesinitiative)と、灰色資本市場 の規制強化とを予定している。加えて,取引 所の監督については,連邦金融監督局を頂点 として〔諸機関が〕統合される予定である126。 2001年の暮れにはじめて、有価証券の取 得および企業買収に関する法律(WpÜG)に よって新たに規制されることになった, 有価 証券取得法(Wertpapiererwerbsrecht)の 領域においても、再度の変更が行われる見通 しが明らかとなっている。その際の展開を指 **導的に促すのは、ここでも、共同体法である。** 市場濫用指令とほぼ同時期に, 金融コングロ マリット指令が発効した127。両者には、目論 見書法の調整に関する第三の指令が付随す る128。欧州委員会は、これらが発効すること によってはじめて, 共同体レベルの資本市場 法が完備すると考えている129。その限りで, 販売目論見書法(Wertpapier-Verkaufsprospektgesetz) も, 改訂されなければなら ない。もちらん、このことで、非常に見通し の悪い細分化されたドイツ資本市場法が、簡 素化され統合される機会も生じる130。

在は、連邦議会においてある提案を行った。それは、資本市場の刑法的保護のさらなる「向上」のために、フランクフルト・アム・マインに所在地を置く、資本市場犯罪に対抗するための国内特別検察(nationale Schwerpunktstaatsanwaltschaft)を設置するという提案であった「31。この提案の手本となったのは、国境を越えた管轄権を持つヨーロッパ検察(Europäische Staatsanwaltschaft)構想であろう。もっとも、いかにしてそのような国内特別検察の管轄権が調整されうるかという問題について、連立政権の提案は態度を示していない。明らかに、連邦検事総長の任務の拡大のみが問題となりうるが、資本市場

犯罪の領域においてそのような拡大が必要であることの理由は、——これに反対する主張が連立政権の提案の中にあるにもかかわらず——見出せない。

Ⅳ. ヨーロッパにおける統一的な資本市場刑法のための「フライブルク提案」

「フライブルク・シンポジウム」の大綱に おいて展開された,統一的な経済刑法構想, 特に資本市場刑法構想は、将来の展開に影響 を与えることであろう。ここでの諸々の構想 は,市場濫用指令に記された諸構想よりも, はるかに広い範囲を対象としており, かつ要 求が極めて多い。市場濫用指令が単に〔EU 加盟諸国の〕制裁規定を歩み寄らせようとす るものであるのとは異なり132,「フライブル ク提案」の起草者は、EU全体における統一 的犯罪構成要件を希求するものである。フラ イブルク提案は、「様々な法秩序の『最小の 共通点』」を記すに留まるものではなく、そ の先を行こうとするものであることが, 明示 的に強調されている133。提案は、以下のよう な, 原則的に的確な考え方から出発する。す なわち、資本市場は刑法という手段を(も) 用いて保護されるべきであり、このことは、 保護の対象を国内の資本市場に限定しない場 合にしか達成されえない、という考え方がそ れである¹³⁴。

1. 構成要件の提案

資本市場の保護については、51条から56 条までに列挙されている¹³⁵。すなわち、相場 詐欺(51条)、取引所における投機的取引 (52条)、インサイダー取引(53条)、有価証 券サービスにおける背任(54条)、銀行サー ビス業・保険サービス業・有価証券サービス 業に関する無許可営業(55条)、経済統制機 関への虚偽の申告(56条)である。52条お よび54条は、専ら個人法益保護のための構 成要件の提案であるため、紙幅の都合上立ち 入らない¹³⁶〔翻訳の末尾に、51条・53条・ 55条・56条の訳を掲載する――訳者注〕。

a) 相場詐欺 (51条)

この構成要件の特徴は、第一に、市場濫用指令1条2号のように禁止対象を純客観的に記述していること、つまり欺罔の意図を要求していないことである。第二に、情報に関わる操作行為のみが捕捉されていることである。さらに、この構成要件は、「重大な(erheblich)」相場への影響という限定を設けている。概念の不明確性からして既に、重大性というメルクマールに意義があるかは疑わしい。相場・市場価格操作を証明するのは実際には困難であろうから、事件が発覚した場合には常に、重大といえるような行為が認められるであろう。

(1) 有効な取引は、この構成要件の禁止の 対象には含まれていない。この限界設定に意 義があるかどうか、私には疑わしい。この限 界設定を支持するために、こう主張すること はたやすい。この構成要件は、そうすること で法的明確性がかなり高まっている、と。し かし, "abusive squeezes" や "concerning" その他の同じような取引においては、価値財 が実際に経済的に交換されており、これらの 取引を突き止めた場合でも, 問題とすること ができなくなってしまう。他方、ある取引に ついて、それが虚構的でないことのみを理由 として,操作的性質が一律に否定されてしま うのも、疑わしい。そこで、禁止対象の限界 は, 実際に契約が結ばれ, 形式的に秩序に適 う態様で成就した取引といえるかどうかで画 すべきである。市場参加者は、様々な動機か ら取引を行うが、必ずしも全ての動機に対す る信頼が保障されるわけではないのである137。 しかし、偽装取引であっても、取引所におい ては形式的に秩序に適ったものとして行われ る。偽装取引が虚構的であるといえるのは, 専ら, 取得された価値財が最終的には直ちに 他の方法で市場において買い戻されているか らである138――または、価値財が第三者と の合意に基づいて取得され、最終的には当該

取得行為が取引所外で取り消されるからである¹³⁹。これらのどの場合でも,動機は同じである。つまり,現実の市況を介した正当な取引を行わずに,価値財の相場を自己の望む方向へと導くという動機がそれである。

価値財の現実的な経済的交換があれば禁止 の対象から除外することにすれば、虚構的な 取引は禁止の対象に含まれ,〔相場操作〕作 用があっても取引といえれば禁止の対象から 除外されることになる。しかし、取引所は, 取引の匿名性という点に特徴を持つのであっ て,取引所の機能への信頼の核心部分を,現 実的な経済的交換の内に見出すのは, 疑わし いように思われる。やはり、投資家の信頼が 向けられているのは、個々の市場参加者が意 図的に影響力を行使することができないよう な, そして, 価値財に関する市場の全体利益 に基づいて変動するような価格で、価値財を 取引することができるという点である。その 限りで、有効に行われた取引であっても、単 に市場に影響を及ぼす目的で行われた場合に は, それを相場・市場価格操作とみなすこと は,正当化されるように思われる。

- (2) この構成要件は、虚偽の「事実に関する報告」を行うこと、または「事実に関する報告」を義務に違反して秘匿することのみを、情報を利用した操作行為として捕捉する。不作為も捕捉されていることは、――この点について指令が触れていないのとは逆に――有意義である。他方、指令1条2号c)が着目する「情報」という概念には、事実に関するもののみならず評価に関するものも含まれているため、「事実に関する報告」というメルクマールは、「情報」概念との関係では制限的である。この構成要件によれば、正当にも、純粋な評価を流布する行為は、犯罪行為とはされない¹⁴⁰ (指令はこれを犯罪行為に含めている)。
- (3) 取引所外で行われた操作行為が、組織された市場において取引される価値財に影響を与える適正を有している場合に、当該操作

行為が捕捉されるかどうか、51条は明らかにしていない。その限りで、この構成要件は、有意義な形法的保護の要請に十分に応えるものではない¹⁴¹。

(4) 51条 3 項においては、制裁として、組織された市場における一時的な取引禁止という付随効果が提案されている――ヨーロッパ犯罪については欧州連合の全市場とするのが適切である。市場濫用指令が要請する「有効かつ威嚇的な」制裁という意味において、これは一見魅力的であるようにみえる。しかし、実際にそうであるか、私は疑いを持っている。組織された市場には属しない代替的な取引システムが増加していることから、このような制裁の意義を失わせるような多くの代替的取引が生じているのである。

b) インサイダー取引 (53条)

(1) インサイダー取引について提案されて いる構成要件は、旧インサイダー指令を参考 にして、簡潔かつ好ましい方法で規定されて いる。53条は正当にも、プライマリー・イ ンサイダーの犯罪とセカンダリー・インサイ ダーの犯罪とを区別している。セカンダ リー・インサイダーについて53条は、イン サイダー情報を取引のために利用することの みを可罰的として〔おり、情報の譲渡や第三 者への推奨行為を不可罰として〕いるのみな らず、プライマリー・インサイダーよりも低 い刑を定めているのである142。このような区 別は、市場濫用指令が残念ながら拒絶したと ころであるが、正当である。セカンダリー・ インサイダーが実現する不法を, 刑法的制裁 に値するものとみなすか、それとも秩序違反 とすべきであるかは、議論の余地がある143。 少なくとも、セカンダリー・インサイダーが 実現する不法の意義は、市場の事象において 占める地位が全く異なる以上, プライマ リー・インサイダーの犯罪よりも低い。その 限りで、ドイツ法が両者について法定刑に差 を設けていないことは失当である。フライブ ルク提案53条が禁止の対象としている行為

は、その他の点でも、インサイダー指令に対 応している。

(2) しかし,53条には,欠点もある。第 一に、4項においてインサイダー情報を定義 する際に、プライマリー・インサイダーの地 位に言及している。証券取引法においては, インサイダーの地位の概念とインサイダー情 報概念とが13条1項でまとめて定められて いるのであるが、このような規定方法は、わ かりにくい。草案の構成要件によれば、プラ イマリー・インサイダーがいなければ、イン サイダー情報もありえないことになってしま う。このような、インサイダー概念とインサ イダー情報概念の相互依存性は, セカンダ リー・インサイダーがプライマリー・インサ イダーから情報を取得したのでなければなら ない限りで、持続する。処罰対象となる知識 の取得に際しても,このことが充足されうる かどうかは、少なくとも疑わしい――それを、 インサイダー刑法から原則的に排除すること についても、同様である。

この点について, 指令の規定方法は, イン サイダー情報とインサイダーの地位とを分離 しているため、より明確な結論を導くことが でき、優れている。しかし指令は、名宛人の 範囲を厳密に規定しておらず、疑いを払拭で きない。フライブルク提案53条5項におい ても、名宛人の範囲が定められていない。そ れは少なくとも――指令1条1号と同程度に ――, 例えばタクシー運転手には乗客同士の 会話が聞こえるが、乗客がインサイダー情報 について語った場合,職務の遂行においてイ ンサイダー情報に関する知識を獲得したこと を理由としてプライマリー・インサイダーと なってしまうことを、必ずしも排除できな い144。「秩序に適ったかたちで市場が推移す ることについての保障人的地位を有する」145 者という狭い範囲に、プライマリー・インサ イダーを限定するアプローチは、確かに歓迎 すべきものではあるが、53条においてその 趣旨は必ずしも十分には反映されていない146。

- (3) 指令と同様に、53条 4 項は、インサイダー情報を「正確な情報(genaue Information)」に限定しようと試みている(指令では「詳細な情報(präzise Informarion)」とされている)が、その目的は、単なる見解やうわさを排除することにある¹⁴⁷。その限りで、証券取引法13条のように〔事実と評価の区別に基づいて、評価をインサイダー情報とする方が、より簡明かつ正確であろう。というのも、どのような場合にある情報が「正確」といえ、単なるうわさではないといえるのか、という問題は少なくとも回避されることになるからである。
- c) 証券サービス業の無許可営業 (55条) 55条は、銀行業、保険業、有価証券サー ビス業の無許可営業に対して刑罰を科してい る。この構成要件は、保険業をも考慮の対象 としている点で、信用制度法55条よりも禁 止の範囲が広い。また、この構成要件は、投 資家の資産を保護しようとするものではなく, 不適切な金融サービス業者を市場から追放し、 最終的には許可手続の遵守を保障しようとす るものである148。ところで、単なる行政手続 違反に対して刑罰を科す信用制度法55条や フライブルク提案55条のような構成要件に 対しては、そうすることが適切かという疑問 や,純粋な秩序違反が問題となっているので はないかという疑問が提起される。刑法的制 裁はとりわけ、監督官庁の制裁権限が大きく なりすぎることで、根拠付けられる。しかし、 このような論証をするのであれば、多くの専 門官庁が持つ過料権限についても疑問を投じ ざるを得ないことになってしまう。他方、刑 罰を科すことが「組織犯罪」との闘いに役立 つとも主張される(組織犯罪は、この領域で は、資金洗浄のために行われる)149。このよ うな目的設定は、疑わしい。というのも、 「組織犯罪」においては, 合法的な金銭の流 通の中で金銭を取り戻すために、認可を受け た金融サービス業者を通じた資金洗浄が行わ

れるであろうからである。55条が、職業的取引に着目し、または商業的取引活動を必要とする行為に着目していても、それらは最終的には秩序違反に留まるのであって、秩序違反として罰を加えられるべきである。このことはもちろん、信用制度法55条にもあてはまる。

d)経済統制機関に対する虚偽の申告(56条)

このことは、経済統制機関に対する虚偽の申告に刑罰を科す、フライブルク提案56条に対してなおさら一層あてはまる。市場への影響についてはここで考慮されておらず、そのような秩序違反を犯罪行為として追及する理由はない。まさにこの領域では、統制機関自身が対応可能であれば、そうすることが、制裁の効率化に直接的に役立つのである。

2. 総括的評価

EUに共通の経済刑法を得るためのフライブルク提案は、少なくとも資本市場の領域に関して、目的を逸脱している。インサイダー取引および相場詐欺の構成要件が定められていることは、真摯性への信頼およびそれにより実現される資本市場の機能を、刑法という手段をも用いて保障するという正当な理念に合致する。とりわけ、インサイダーの可罰性について「プライマリーかセカンダリーかで〕段階を設けるという理念もまた、正当である。最終的に、資本市場の本来的保護は、投資家を保護する構成要件によって補完されなければならないであろう。しかし、秩序違反に尽きるような行為に刑法的制裁を加える必要はない。

以上のこととは別に、加盟国を拘束する統一的構成要件を予め定めることに、そもそも意味があるかという問題がなお残る。そこで提起される問題は、権限の問題に留まらない一これはおそらく、共同体レベルの展開を通じて、遅かれ早かれ肯定されるであろう。指令の長所は、その相対的な開放性(Offenheit)にある。つまり指令は、少なくともそ

れが一般的目標設定に甘んじる場合には、各国毎の特殊性を排除しないのである。フライブルク提案のようにEUレベルでの統一的な構成要件を導入するのに比して、指令は、各国においてより強力な承認を得ることができる。

個々の加盟国で異なる領域を非犯罪化するという試みについては――ザッツガーが正当にも強調したことだが¹⁵⁰――その効果を失わせてはならない。それはひとえに、ドイツにおいて非犯罪化の試みがもはや行われていないからである¹⁵¹。

V. ヨーロッパにおける資本市場の刑法 的保護はいかにして形成されるべきか

以上のことから、法の調整により、ヨーロッパにおける資本市場を必要かつ広範すぎない限度で刑法的に保護するための基本方針もまた、明らかになった。

- (1) 指令は、そのような保護にとって最適である。指令は、相対的に開かれた最低基準設定を行い、これが各国で国内法へ転換されることを意図している。このような開放性によって、各国の立法者は、刑事制裁の必要性を自ら決定することができ、また、刑事制裁の導入に際しては各国ごとの特殊性に配慮することができる。
- (2) 新指令は、正当にも、市場濫用の核心領域に対象を限定している。すなわち、インサイダー取引と相場・市場価格操作である。両者については、明確に定義された行為態様が定められなければならない。このような観点から、例えば、インサイダー情報とインサイダーとを概念上区別することは有益である。この原則〔的区別〕は、適切に国内法化されなければならない。さらに、プライマリー・インサイダーとセカンダリー・インサイダーとを同視するのは、行き過ぎである。

コミトロギー手続を用いて禁止対象を決定 する試みは、拒絶されなければならない。こ れによれば、法的安定性および明確性の原則が害されるのみならず、権力分立もまた害されることになってしまう。操作行為に対して制裁を加えることができるようにするという目的のみから、共同体レベルで権力分立の廃棄を進めるというのは、受け入れがたい。法治国家の諸原則に対する違反は、公正な証券取引の諸原則に対する違反よりも重大である。同時に、国家レベルでは、各国の議会による留保が認められなくなり、法治国家主義および民主主義が害されることになる152。

(3) 監督機関への情報提供義務および監督 機関との共働義務を厳密に定義し、これらの 義務を市場参加者に負わせる場合にのみ、資 本市場を効率的に保護することができる。 もっとも,新指令に定められた範囲が適切か どうかという問いについての私見は、オープ ンのままにしておかなければならない。その ような、善行義務 (Wohlverhaltenspflicht) の違反に対しては, 行政法を用いて過料を課 すべきであろう。こうすることは、適切であ るのみならず、刑法的制裁を用いるよりも効 率性において優れている。指令が、各国にお ける統一的な監督機関の創設を定めているの は、正当である。そのような監督機関によっ てはじめて, 市場全体を監視することが可能 となるのである。

したがって、ドイツにおける複数の監督機 関が連邦金融監督局に統合されたことには意 義がある。しかし、これによっては、市場濫 用指令によるのと同様、問題は解決しない。

コンピュータを媒介とする取引所において 日々動く金銭は莫大であるため、市場操作を 監視し、それを突き止めることができる可能 性は、実際にはあまりない。コンピュータを 用いて取引経過を巧みに監視しても、せいぜ い、操作行為が疑われる事案を見つけること しかできないし、見つけたとしてもそのよう な事案が解明されることは滅多にない。もっ とも、インサイダー取引については、事態が 好転するかもしれないが、いずれにせよそれ は、インサイダー取引が大規模に行われた場合である。

VI. 結語

シューネマンは, 刑法を共同体の機構へ組 み入れることについての, 欧州委員会内部の 考え方の一般的方針を,次のことに見出した。 すなわち、「テクノクラシー的―道具主義的 な (technokratisch-instrumentell), 根本に おいて警察思想に由来する,刑法への介入」153 である。市場濫用指令もまた, このことを明 らかにするものである。正当にも、シュヴァ ルツブルク/ハムドルフは、新しい、「欧州 共同体の財政的利益の刑法的保護……に関す る提案書」154の理由書に関して、次の点を注 目すべきものとして強調した。すなわち、刑 事訴追を容易にするために実体法が統一され なければならないとする欧州委員会の考え方 は、刑事訴追と実体法の関係を逆転するもの であるという点がそれである155。そこで考察 の中心に置かれているのは、何が当罰的かと いう問いではなく、どのように犯罪を訴追す るのが最善かという問いである。

市場濫用指令もまた, このような傾向を示 している。資本市場にとって耐え難いと意識 される行為態様が問題となる事案のうち、最 も〔当罰性の〕低い事案に対してさえも制裁 を加えることができるよう, 市場濫用指令は 努めている。そこには、何を禁止すべきかと いう視点が欠けている。市場濫用指令は、た とえ基本的にヨーロッパ資本市場の強化のた めに有意義であると考えられるとしても、そ こに定められた規制に対する違反のすべてを 制裁の対象にするという包括的な要請を携え て、過激に振舞うのである。さらには、多く の取引上の慣習を許されないものとしてまず 補足しておいて, その後「セーフ・ハーバー」 ルールを具体化することにより再び例外をつ くるというやり方は、法治国家の観点からし て疑わしい。

このような傾向は、自由主義的な刑法から 遠ざかるものであり、これに対しては強く異 議を唱えなければならない。確かに、EU内 の法統合はしばしば必要であり、かつ望まし いものである。それは、刑法にもあてるだろ う。だからといって,純粋な効率性思考が刑 法の基準となることが許されるわけではない。 再三再四――あるときは正当に、あるときは 不当に――唱えられるテロおよび組織犯罪の 危険も, 多大な苦労の末に勝ち取られた法治 国家的刑法・刑事訴訟法の自由を, 効率性思 考のために犠牲にすることまで正当化するも のではない。共同体は、この点を配慮すれば、 刑法の領域における法の調整をよりよく実現 することができるであろう。というのも、そ うすることで共同体は、EU市民のより多く の承認を得ることを期待できるからである156。

【訳者あとがき】

原著者のシュミッツ教授(Prof. Dr. Roland Schmitz)は、1991年に学位論文「行政活動と刑法――環境刑法の行政従属性について(Verwaltungshandeln und Strafrecht - Zur Verwaltungsakzessorietät des Umweltstrafrechts)」により法学博士号を取得すると、1998年に刑法および刑事訴訟法の分野の教授資格を取得し、現在、バイロイト大学で教授を務めておられる(<http://www.uni-bayreuth.de/departments/rw/lehrstuehle/str2>より参照可能(2006年7月31日現在))。

原著 Roland Schmitz, Der Strafrechtliche Schutz des Kapitalmarkts in Europa, ZStW 115 (2003), S.501 は、ヨーロッパにおける資本市場の刑法的保護をテーマとして、激動する状況を的確に捉え、これに鋭い分析を加えるものであり、また、「企業と市場に係る刑事法制研究」にとって格好の素材であることから、脚注も含めて全訳することにした。なお、文意を明らかにするために、原文にない

言葉を補う場合には亀甲括弧〔〕で括った。また、フライブルク提案については、原著を理解するために欠かせないと思われたことから、抜粋を訳出することにした。邦語文献としては、岡上雅美/川口浩一「2003年ドイツ刑法学者会議」刑法雑誌44巻1号(2004年)120-121頁が、原著の基礎となった2003年ドイツ刑法学者会議におけるシュミッツ教授の報告に言及している。

最後に、翻訳の公表を快諾してくださった シュミッツ教授に、心よりお礼を申し上げた い。(訳者記)

【フライブルク提案抜粋 (Vgl. Klaus Tiedemann (Hrsg.), Wirtschaftssrecht in der Europäischen Union. Freiburg-Symposium, 2002, S. 477 ff.)】

51条 相場詐欺

- 1. 欧州連合の組織された市場における有価 証券の相場に重大な影響を与える適性を有 する, 事実に関する虚偽の報告を流布した 者は, […] の刑に処する。1993年5月10日のEC指令の意味における価値は, 有価 証券と同様の意味とする。
- 2. 法律上の規定に違反して前項の意味における報告を行わなかった者または経済的意味においては取引といえるとしても前項に挙げた適性を有する偽装取引を行った者は、前項と同様の刑に処する。
- 3. 裁判所は、有罪判決を受けた者を、[…] の期間中、欧州共同体の組織された市場に おける営業活動から排除することができる。

53条 インサイダー取引

1. インサイダー情報の保持者として,1993 年5月10日のEC指令の意味における有価 証券で,右情報の対象となっているものを, 自らもしくは仲介者を通じて取得もしくは 処分しまたは右情報を利用して右有価証券 に関するその他の法的行為を行った者は, […] の刑に処する。

- 2. インサイダー情報を正当化されない態様で第三者に譲渡しまたは前項に挙げた取引を行うよう第三者に勧めたものは,[…]の刑に処する。
- 3.51条3項は、これを準用する。
- 4. インサイダー情報とは、公には知られていない、有価証券の状態もしくは見込みに関する正確な情報または、行為者が会社財産に関与していることを理由としてもしくは公務、職務もしくは業務の合法的な遂行を理由としてそれに関する知識を得たところの有価証券で、公表されれば相場に重大な影響を与える適性を有する有価証券の展開の見込みに関する正確な情報である。
- 5. インサイダー情報を前項に挙げた者から 得て、1項に基づく取引を行った者は、 […より軽い刑] に処する。
- 6.以上の規定は、欧州連合、欧州中央銀行、 欧州連合の加盟国または加盟国の中央銀行 が国民経済上の理由から行った取引には適 用されない。

55条 銀行業,保険サービス業,有価証券 サービス業の無許可営業

職業として(gewerbsmäßig)または商業的(kaufmännischer)方法に適合した取引営業を必要とする領域で、必要な許可を得ることなく銀行営業を行いまたは保険サービスもしくは有価証券サービスを行った者は、[…]の刑に処する。44条2項および51条3項はこれを準用する。但し51条3項は銀行の活動、保険サービス活動、有価証券サービス活動についてのみ妥当するものとする。

56条 経済統制機関に対する虚偽の申告

1. 必要な申告を怠りまたは不正なもしくは 偽装の申告を行うことで、法律上の報告義 務、情報を開示する義務、または認可を受 ける義務に違反して、国内またはヨーロッ パの統制機関に背いた者は、[…] の刑に 処する。

2. 前項の意味における義務とは、企業経営 または企業への資本参加に関わるもので、 かつ競争の保護のためまたは組織された市 場の監督のために非常に重要な義務をいう。

注

- 1 2003年1月28日の欧州議会および理事会 指令(2003/6/EG, ABL L 96/16)。
- 2 2002年2月27日の欧州議会経済通貨問題委 員会報告(A5-0069/2002 endgültig)59頁参 照。
- 3 もっとも、ヴェネツィア共和国において行われていたよりも多くの操作が〔現在〕実際に行われているかどうかは、私見によれば、いまだ定かではない。
- 4 Tiedemann (Hrsg.), Wirtschaftssrecht in der Europäischen Union. Freiburg-Symposium, 2002.
- 5 Assmann, in: Assmann/Schütz, Handbuch des Kapitalanlagerechts, 2. Aufl. 1997, Einl. Rdn. 361を引用する Merkt/Rossbach, JuS 2003, 217; Ziouvas, wistra 2003, 13, 16 m. w. N. 参照。
- 6 Merkt/Rossbach, JuS 2003, 217参照。
- 7 例えば *Kümpel*, Kapitalmarktrecht. Eine Einführung, 2. Aufl. 2000, S. 60. 参照。
- 8 *Kümpel* (Anm. 7), S. 37 f. がそうである。
 9 *Moselt/Poschach* Jus 2003 217 218 m. u.
- 9 *Merkt/Rossbach*, JuS 2003, 217, 218 m. w. N.のみを参照。
- 10 Merkt/Rossbach, JuS 2003, 217, 218; Kümpel, Bank- und Kapitalmarktrecht, 2. Aufl. 2000, Rdn. 8.10 ff.; Ziouvas, wistra 2003, 13, 16; Hopt, in: Gerke/Steiner, Handwörterbuch des Bank- und Finanzwesens, 3. Aufl. 2001, S. 119参照。
- 11 灰色資本市場の部分規制のための立法努力としては、例えば、「投資現代化法(Investmentmodernisierungsgesetz)」(http://www.bundesfinanzministerium.de/Anlage19263/Begruendung-...) ならびに2003年2月25日の「企業の完全性および投資家保護を強化するための連邦政府による措置カタログ(Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes)」(連邦司法省報道資料 Nr. 10/03) の第8項目を参照。
- 12 この点については *Kümpel* (Anm. 7), S. 21 ff. 参照。 *Otto*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 353, 354も参照。

- 13 このことは, 第二次資本市場振興法が公布 されてはじめて明示的に公式化された。BR-Drucks. 793/93, S. 100 ff. 参照。
- 14 とはいえ, Foffani (in: Tiedemann [Anm. 4], S. 335, 343) が,「貯蓄」をその他の超個人的法益として承認することは,適切ではないように思われる。そのように解した場合,結局は資本市場の保護の一側面に過ぎないものである純粋な国家財政上の目的が,保護財(Schutzgut) にまで高められてしまうであろう。
- 15 この点については *Kümpel* (Anm. 7), S. 19 f.; *Merkt/Rossbach*, JuS 2003, 217, 220 m. w. N. のみを参照。
- 16 この点の詳細は *Kümpel* (Anm. 7), S. 21 ff. 参照。
- 17 2001年5月30日の市場濫用指令に関する委員会提案理由書 (KOM [2001] 281 endgültig 2001/0118 [COD]) 2頁参照。この指令提案の本体は ABl. C 240 E/265 に掲載されている。
- 18 委員会理由書 (Anm. 17) 3頁参照。
- 19 この点については,2002年12月16日に署名された,欧州議会および理事会金融コングロマリット指令(ABI.2003 L 35/1) および2001年4月24日の委員会草案理由書(KOM [2001] 213 endgültig 2001/0095 [COD]) をも参照。
- 20 指令(93/22/EWG, ABI. 1993 L 141/27)参 照。
- 21 1989年11月13日の指令(89/592/EWG, ABI. L 334/30)参照。
- 22 それでもなお、ドイツにおける概念の用いられ方は、好ましくない。なぜなら、投資会社法8条1項1号においても「組織された」市場について定義されているが、それは、指令(85/611/EWG)における市場概念に相当するものであることから、証券取引法2条5項の定義とは、異なっているからである。この点の詳細については *Kümpel* (Anm. 7), S. 41参照。
- 23 取引所とは「次のような客体を定期的にまたは間断なく取引するための施設である。すなわち、公衆が直接的または間接的に供給物を定期的に交換することを可能にする客体、および、その契約締結を目的とする客体が、それである」(実質的取引所概念)。形式的には、認可された取引所であれば、取引所である。この点の詳細については von Rosen, in: Gerke/Steiner, Handwörterbuch des Bankund Finanzwesens, 3. Aufl. 2001, S. 355 ff.; Merkt, NJW-Beilage 23/2002, 41, 43; Merkt/

- Rossbach, JuS 2003, 217, 223 m. w. N. 参照。
- 24 ノイエ・マルクトは,遅くとも 2003年12 月31日までに廃止される予定である。
- 25 Kümpel (Anm. 7), S. 40 m. w. N.; Assmann, in: Assmann/Schneider, WpHG § 2 Rdn. 96 参照。
- 26 *Kümpel* (Anm. 7), S. 40 ff.; *Ziouvas*, wistra 2003, 13, 14 f.; *Ziouvas/Walter*, WM 2002, 1483, 1485 参照。そこから外れてくるものとしては、とりわけ、銀行間取引や、店頭取引がある。
- 27 この点の詳細については Ziouvas, wistra 2003, 13, 16 ff. 参照。灰色資本市場における 犯罪的活動については Schmid, in; Müller-Gugenberger/Bieneck, Wirtschaftsstrafrecht, 3. Aufl. 2000, § 27 Rdn. 19 ff.; Otto, Festschrift für Pfeiffer, 1988, S. 9; Klaffke, Anlagebetrug am grauen Kapital Markt, 2002 参照。
- 28 「価値財」の定義については、証券取引法 20条 a 第 1 項 2 文参照。
- 29 証券取引法38条および39条ならびに市場 濫用指令(Anm. 1) 9条および10条参照。
- 30 同条は、許可申請が公告されていれば足りるとする。
- 31 LG München I, Urt. v. 21.11.2002 6 KLs 305 Js 34066/02 (wistra 2003, 277 に抜粋が登 載されている) 参照。
- 32 この点については Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353 f., m. w. N. 参照。
- 33 同じ趣旨のものとして Ziouvas/Walter, WM 2002, 1483, 1488 参照。
- 34 同じ趣旨のものとしてFoffani, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 335, 344; Otto, ebda. S. 353, 354; Kumpel (Anm. 10), Rdn. 1.7; Hopt, Festschrift für Heinsius, 1991, S. 289, 303 f. 参照。これに対して Ziouvas/Walter, WM 2002, 1483, 1488 は,「取引所制度 (Börsenwesen)」を法益として承認しようとする。しかし, それでは狭すぎるように思われる。なぜなら, 証券取引法および市場濫用指令が明示的に保護しようとしているのは, 取引所ではなく, 組織された資本市場だからである。取引所が資本市場を成り立たせているとしても, 両者は同一ではない。
- 35 証券取引法12条および20条 a 第 1 項なら びに市場濫用指令 (Anm. 1) 10条参照。
- 36 委員会提案 (Anm. 17) 3頁, 5頁参照。
- 37 Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 354 も, 基本的に同じ趣旨である。
- 38 Anm. 17 参照。

- 39 〔他にも〕様々な目標が設定されているが、 その全体については、市場濫用指令(Anm. 1)検討理由(Erwägungsgründe)参照。
- 40 インサイダー指令 (Anm. 21) 12条参照。
- 41 委員会理由書 (Anm. 17) 2頁参照。
- 42 委員会理由書 (Anm. 17) 4頁, 6頁参照。
- 43 決済業者については取引所法26条以下参 照。
- 44 この点については指令草案 (Anm. 17) 17 条 2 項に拘束される同 1 条 5 項, ならびに, この点についての理由書 4-6 頁, 17条につい ての理由書参照。
- 45 この点について *Seitz*, BKR 2002, 340, 343 は批判的である。
- 46 1999年6月28日の決定(1999/468/EG, ABI. L 184/23)参照。それ以前のものとしては、1987年7月13日の決定(87/373/EWG)参照。
- 47 3条の諮問手続 (Beratungsverfahren), 4条の運営手続 (Verwaltungsverfahren), 5条の規制手続 (Regelungsverfahren)。その ほかに,6条の保護措置 (Schutzmaßnahmen) の際の手続もある。
- 48 欧州理事会が提案を拒否した場合,欧州委員会は、新しい提案を行うことも、古い提案を再び提出することもできる。遅くとも3ヶ月以内に拒否が行われなかった場合,委員会によって執行活動が行われる。詳細は、1999年6月28日の決定(1999/468/EG, ABI. L 184/25)5条6項参照。
- 49 *Ekkenga*, WM 2002, 317, 318; *Sorgenfrei*, wistra 2002, 161, 164 参照。
- 50 いわゆるラムファルシー報告。これについては、*Seitz*, BKR 2002, 340, 341 参照。
- 51 この点については、指令草案のための委員 会理由書 (Anm. 17) 5 頁以下、および、 2002年7月19日の共通の立場 ([EG] Nr. 50/2002, ABl. C 228 E/19) の検討理由4から 6までを参照。
- 52 この点については Seitz, BKR 2002, 340, 341 f. 参照。
- 53 経済通貨問題委員会の報告 (Anm. 2) 23 頁以下 (修正提案24号の理由書) 参照。そ の他の点においても,欧州議会は,コミトロ ギー手続きについて,資本市場の規制という 観点から,その影響力〔の強さ〕を案じて, 懐疑的な態度を示していた。欧州委員会〔プロディ〕委員長が欧州議会の面前で行った説明によってはじめて,欧州議会は考えを変えたが,このことを委員長はユーロの導入にも 比した。この点については, Prodi, http://

- ec.europa.eu/internal_market/en/finances/ge neral/02-44.htm; *Seitz*, BKR 2002, 340, 341 f. 参昭。
- 54 指令草案の付則において差し当たり単に――そもそも何の根拠も無く――記載された、「金融商品 (Finanzinstrument)」[という概念]のリストは、指令1条 (3号) にも継承された。
- 55 指令1条末尾および6条10項参照。
- 56 指令17条2項2文によれば、欧州議会には、意見表明をするまでに3ヵ月の期間が与えられている。さたに、コミトロギー手続の適用可能性は、4年間に限られている(指令17条4項)。もっとも、期間延長の可能性が既に定められている。
- 57 Schünemann, GA 2002, 501, 505 ff. のみを参照。
- 58 指令14条1項および,この点については, 2002年3月14日の,委員会指令草案に対す る欧州議会の立場(ABL C 47 E/511)参照。
- 59 欧州議会経済通貨問題委員会報告 (Anm. 2) 45頁 (修正提案60号の理由書) 参照。
- 60 KOM(2001) 139 endgültig ABl. C 180/238.
- 61 2003年1月27日の欧州理事会枠組決定 (2003/80/JI, ABI. L 29/55)参照。
- 62 EU条約29条以下(警察·刑事司法協力) 参照。
- 63 2003年3月31日の欧州委員会報道発表 (DN: IP/03/461) およびABI. C 135 S. 21 v. 7.6.2003 参照。
- 64 Rechtssache C-176/03.
- 65 そこにいう調和権限は、「組織犯罪、テロおよび違法な薬物取引」の領域に限定されている。この点については*Brechmann*, in: *Calliess/Ruffert*, EUV und EGV, 2. Aufl. 2002, Art. 31 EUV Rdn. 10; *Schünemann*, GA 2002, 501, 503 ff., m. w. N. 参照。その他の見解(例示的に列挙するに留める)として*Satzger*, in: *Hohloch* (Hrsg.), Wege zum europäischen Recht, 2002, S. 51, 58 m. w. N.; *ders.*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 71, 81 ff. 参照。
- 66 2003年3月31日の欧州委員会報道発表 (DN: IP/03/461) 参照。
- 67 この点についてはBöse, Strafen und Sanktionen im europäischen Gemeinschaftsrecht, 1996, S. 55 ff.; Brechmann, in: Calliess/Ruffert (Anm. 65), Art. 31 EUV Rdn, 10; Schwarzburg/Hamdorf, NStZ 2002, 617, 618 f.; Satzger, Die Europäisierung des Strafrechts, 2001, S. 400 ff.; ders., in:

- Hohloch (Anm. 65), S. 51, 57 m. w. N. 参照。 その他の限定的な見解としては*Hecker*, JA 2002, 723, 725 f., m. w. N. 参照。
- 68 この点については Wegener, in: Calliess/ Ruffert (Anm. 65), Art. 220 EUV Rdn. 14; BVerfGE 89, 155, 210 (Maastricht) 参照。
- 69 理由書(KOM [2001] 281 endgültig)2頁参 昭。
- 70 一般的調和規定 (Allg. Harmonisierungsbestimmungen)。これについてはSatzger, in: Tiedemann (Anm. 4), 71 ff., m. w. N.; Vogel, GA 2003, 314 参照。
- 71 Geiger, EUV/EGV, 3. Aufl. 2000, EGV Art. 280 Rdn. 3; Braum, ZRP 2002, 508, 510 f.; Satzger (Anm. 67), S. 138 ff., m. w. N.; ders. in: Hohloch (Anm. 65), S. 51, 55 m. w. N.; Schwarzburg/Hamdorf, NStZ 2002, 617, 620 m. w. N. 参照。その他の見解としてHecker, JA 2002, 723, 726 f., m. w. N.; Waldhoff, in: Calliess/Ruffert (Anm. 65), Art. 280 EGV Rdn. 3 m. w. N.; Zieschang, ZStW 113 (2001), S. 255, 260 f., ders., in: Hohloch (Anm. 65), S. 39, 40 m. w. N.; Dannecker, in: Wabnitz/Janovsky, Handbuch des Wirtschafts- und Steuerstrafrechts, 2000, 8. Kap., Rdn. 42; Schoo, in: Schwarze, EU-Kommentar, 2000, Art. 280 EGV Rdn. 24 参照。
- 72 この帰結をEC条約280条1項から読み取ろうとするにせよ、同2項との関係が示すように、それは、そもそも刑法を用いた「詐欺との闘い」について権限を有する加盟国についていえることである。
- 73 Streinz, Europarecht, 5. Aufl. 2001, Rdn. 436 f.; Braum, ZRP 2002, 508, 510 ff., m. w. N. (「法律の留保の理論のヨーロッパ法への応用」)参照。さらに BGHSt. 25, 190, 193 f.; 41, 127, 131; Dannecker, in: Wabnitz/Janovsky (Anm. 71), Rdn. 40 も参照。
- 74 この点については BVerfGE 89, 155, 210 (Maastricht) 参照。
- 75 EU条約29条以下(警察·刑事司法協力) 参照。
- 76 この点については Schröder, Europäische Richtlinie und Strafrecht, 2002, S. 103 ff. 参照。1995年7月26日の,欧州共同体の財政的 利益の刑法上の保護に関する協定(ABl. C 316/48)も EU条約31条を根拠としている。もっとも,欧州委員会は,その間に,EC条約280条4項を援用する指令草案も提出している。KOM(2001) 272 endgültig v. 23.5.2001,

- ABl. C 240 E/125 参照。
- 77 Tiedemann, NJW 1993, 23, 26 参照。
- 78 この点については Hecker, JA 2002, 723, 724; BGHSt. 37, 168, 175; Streinz (Anm. 73), Rdn. 200; Ihren, Grundzüge des Europarechts, 2. Aufl. 2000, S. 178; Dannecker, in: Wabnitz/Janovsky (Anm. 71), Rdn. 74 f. のみを参照。
- 79 指令 (Anm. 1) 検討理由43号参照。
- 80 指令 (Anm. 1) 1条の末尾参照。また、コミトロギー手続は、6条――インサイダー情報の公表義務―― (10項) および14条1項――行政法上の制裁の賦課―― (2項)の変更にも適用される。
- 81 この点については後掲注152をも参照。
- 82 当該犯罪構成要件の実質的内容は,証券取 引法38条1項4号に由来している。
- 83 この点については、連邦財務省の「相場・市場価格操作の禁止の具体化に関する命令の草案」(WB5)(Stand: Juni 2003 (http://www.bundesfinanzministerium.de/Anlage19516/Entwurf_einer_Verordnung_...))参照。
- 84 Moosmayer, wistra 2002, 161, 167 ff. 参照。 その他の見解として Möller, WM 2002, 309, 310, 314 参照。
- 85 この点については Geiger (Anm. 71), Art. 10 EGV Rdn. 30 ff.; Schmitz, in: MüKo StGB, § 1 Rdn. 81 f., m. w. N. 参照。詳細は Schröder, (Anm. 76), S. 58 ff., 321 ff. 参照。
- 86 もっとも、このことは、指令が発効するより前の期間についてはあてはまらないため、 その期間、証券取引法20条aは過度に不明確であった。
- 87 この点については後述する。
- 88 Samson/Günther, in: SK StGB, § 264a Rdn. 7 m. w. N.; Joecks, wistra 1986, 143; Worms, Anlegerschutz durch Strafrecht, 1987, S. 312 ff.; ders., wisrta 1987, 245; Jacobi. Der Straftatbestand des Kapitalanlagebetrugs, 2000, S. 15 参照。他の見解——少なく とも,資本市場を〔個人財産〕とは別の保護 財とするもの——としてBT-Drucks. 10/318, S. 22; OLG Köln NJW 2000, 598, 600; Cramer, in: Schönke/Schröder, StGB, 26. Aufl. 2001, § 264a Rdn. 1; Lackner/Kühl, StGB, 24. Aufl. 2001, § 264a Rdn. 1; Tröndle/Fischer, StGB, 50. Aufl. 2001, § 264a Rdn. 4; Möhrenschlager, wistra 1982, 201, 204 f.; Mutter, NStZ 1991, 421, 422; Otto, WM 1988, 729, 736; Tiedemann, JZ 1986, 865,872 参照。

- 89 詳細は,証券取引法20条 a および取引所 法63条 2 項参照。
- 90 取引所法旧88条は、取引所では取り扱われない価値財をも対象としていた。そのため、証券取引法へと場所を移したことで、〔そのような価値財は対象外とされたため、〕一定程度、可罰性が縮小したことには留意しなければならない。この点については*Möller*、WM 2002, 309, 312; *Ziouvas*, wistra 2003, 13, 15 f. 参照。
- 91 同じ趣旨のものとして Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 355 参照。
- 92 上記Ⅱ.3. 末尾参照。
- 93 このように解するものとしてFoffani, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 335, 345 m. w. N.; Otto, ebda. S. 353, 360 参照。この点について Wohlers/Mühlbauer, wistra 2003, 41 をも参照。
- 94 指令 (Anm. 1) 検討理由14および17参照。
- 95 欧州議会経済通貨問題委員会理由書 (Anm. 2) 修正提案28参照。
- 96 市場濫用指令2条1項および3条ならびに 証券取引法14条1項参照。
- 97 指令 (Anm. 1) の検討理由18および欧州 議会経済通貨問題委員会理由書 (Anm. 2) 26頁参照。
- 98 また、このことは、証明の容易化という目的のみから定められたのである。この点について〔経済通貨問題〕委員会理由書(Anm. 97)参照。
- 99 Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 360 のみを参照。
- 100 この点については、欧州委員会指令草案理由書 (Anm. 17) 8頁、欧州議会経済通貨問題委員会理由書 (Anm. 2) 29頁の修正提案34、法および域内市場委員会の修正提案(ebda.) 76頁、共通の立場([EG] Nr. 50/2002, ABl. C 228 E/19) 30頁参照。
- 101 この点については、指令の検討理由29号から31号までを参照。会社による株式の買戻しについては、指令8条参照。
- 102 経 済 社 会 評 議 会 (Wirtschaft- und Sozialausschuss) では、故意を欠く行為も 捕捉されてしまうのではないか、という懸念 が示された。この点については ABI. C 80/61, 63 (4.) における、評議会の意見表明参照。
- 103 欧州委員会が、コミトロギー手続を通じて、 基本的な概念にも具体的事例にも変更を加え ることができる点は、既に述べた(上記Ⅲ. 1. a 参照)。
- 104 この点についてはVolk, ZHR 142 (1978), S.

- 1; ders., BB 1999, 66; ders., ZIP 1999, 787; Assmann/Cramer, in: Assmann/Schneider, WpHG, 2. Aufl. 1999, § 14 Rdn. 34; Schneider/Burgard, ZIP 1999, 381; Petersen, wistra 1999, 328; jeweils m. w. N. 参照
- 105 指令はこれらの概念を用いてはいないが、 欧州委員会指令草案の付則Bは、これらを明 示的に(関連する専門家に、より正確な例示 を行うため)掲げていた。
- 106 指令 (Anm. 1) 1条2号c) の三番目のダー シに続く項および同1条最終項参照。
- 107 この点については Moosmayer, wistra 2002, 161, 163 f.; Sorgenfrei, wistra 2002, 321, 328 f. 参照。
- 108 [意図まで要求した場合,] 構成要件が過度に制約されてしまう,という懸念が示されることもあるが,第二級の直接的故意があればここでの意図を認めるのに充分であることを認める場合,そのような懸念には理由がなくなる。この点については*Tripmaker*, wistra 2002, 288 参照。
- 109 虚構的な取引と有効な取引について詳しく は *Lenzen*, Unerlaubte Eingriffe in die Börsenkursbildung, 2000, S. 9 ff.; *Altendor*fer, in: *Aicher/Kalss/Oppitz*, Grundfragen des neuen Börsenrechts, 1998, S. 215; *Sor*genfrei, wistra 2002, 321, 327 f. 参照。
- 110 この点については Möller, WM 2002, 309, 313; Fleischer, NJW-Beilage 23/2002, 37, 40; ders., Gutachten F für den 64. DJT, F 120 f. 参照。
- 111 Ekkenga, WM 2002, 317, 319 は, その限り で批判的である。
- 112 これとは異なる見解を示す欧州人権裁判所 (EGMR) の判例としてUrt. v. 7.10.1988 (Salabiaku Case), Serie A 141-A, Z. 28; Urt. v. 25.9.1992 (Pham Hoang v. France), Serie A 243, Z. 33 ff. 参照。これに賛同するものとし てGrabenwarter, EMRK, 2003, 24/79 参照。
- 113 指令検討理由44参照。
- 114 このことは、かようにして定義された市場操作が、仮に、秩序違反の構成要件の基礎にすぎなかったとしても、あてはまる。 *Gollwitzer*, in: *Löwe/Rosenberg*, StPO, 24. Aufl., Art. 6 MRK Rdn. 131, 147 m. w. N. のみを参照。
- 115 欧州委員会指令提案 (Anm. 17), 理由書 2頁, 8頁以下, ならびに, 指令検討理由24 から26までを参照。
- 116 6条1項後段参照。
- 117 市場濫用指令8条は、あらゆる指令違反と

- 関係を有している。
- 118 この点については、*Riedel*, wistra 2001, 447; *Moosmayer*, wistra 2002, 161, 163 f.; *Sorgenfrei*, wistra 2002, 321, 322 ff. 参照。
- 119 必要とされる故意の形式については*Trip-maker*. wistra 2002. 288 参照。
- 120 Ziouvas/Walter, WM 2002, 1483, 1487 f. 参 照。
- 121 このことを的確に示すものとして*Otto*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 353, 354 参照。 *Möller*, WM 2002, 309, 313 は, これを法益と さえみなしている。
- 122 この点については*Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 344 参照。
- 123 Moosmayer, wistra 2002, 161, 167 ff. 参照。 取引所法旧88条についてはJoecks, wistra 1986, 142, 148 が既に〔疑念を表明していた〕。
- 124 この点については *Schmitz*, in: MüKo StGB, § 1 Rdn. 39 ff., m. w. N. のみを参照。
- 125 Moosmayer, wistra 2002, 161, 168 f. 参照。
- 126 2003年2月25日の連邦司法所および連邦 財務省の共同報道発表10/03号 (http://www. bmj.bund.de/ger/service/gesetzgebungsvor haben/10000668/?sid=4ad836fa4a33d76fb8f0a 31d71faf63f) 参照。
- 127 2002年12月16日に署名された,金融コングロマリットに関する欧州議会および理事会指令 (2002/87/EG, ABL. 2003 L 35/1) (欧州委員会草案理由書 KOM [2001] 213 endgültig v.24.4.2001 2001/0095 [COD]) 参照。
- 128 2001年6月1日の「有価証券の一般公開の際またはその取引許可の際に公表が必要な目論見書に関する欧州議会および理事会指令」提案 (KOM [2001] 280 endgültig, ABl. C 240 E/272) 参照。
- 129 Anm. 128 所掲の,欧州委員会提案検討理由1,2,および30,2002年4月3日の経済社会評議会意見表明1.1. (ABI. C 080/52),ならびに,2003年3月24日に定められた欧州理事会の共通の立場 (ABI. C 125/02)の検討理由43参照。
- 130 この点についてはFleischer, NJW-Beilage 23/2002, 37; Merkt, NJW-Beilage 23/2002, 41; ders. Gutachten G für den 64. DJT, G 15 ff., insb. G 69 ff.; Beschlüsse des 64. DJT, Abteilung E (Wirtschaftrecht) 1. Block b) u. c), P 233 f. 参照。
- 131 BT-Drucks. 15/930 v.7.5.2003, S. 4 参照。
- 132 欧州委員会理由書 (Anm. 17) 5頁参照。
- 133 Foffani, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 335, 336 参照。

- 134 *Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 341 f. 参照。
- 135 公表された構成要件は、当初のそれに一部 変更が加えられており、 *Otto*, in: *Tiede-mann* (Anm. 4), S. 353 ff. における当初のそ れに対する批判を踏まえたものとなっている。
- 136 この点については Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 361 ff. 参照。
- 137 この点については Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 358 参照。
- 138 例えば, "painting the tape" の場合がそうである。
- 139 例えば, "wash sales" や "improper matched orders" の場合がそうである。
- 140 Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 355 f. およびこの点に対応する証券取引法20条 a 第1項1号参照。
- 141 上記 II. C. 参照。
- 142 もっとも, 当該構成要件の規定態様が成功 を収めていないことを, Otto, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 353, 359 は正当にも批判する。
- 143 このように述べるものとして Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 360 参照。
- 144 指令の定義の広範さが問題であることは, 既に述べた。上記Ⅲ. 2. b) aa) (1) 参照。
- 145 *Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 345 参照。指令がこのような理解をいまや排除していることについては,上記Ⅲ. 2. b) aa) (1) 参照。
- 146 この意味で Otto, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 353, 360 f. も同様である。
- 147 *Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 346 参照。
- 148 *Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 351 参照。
- 149 *Foffani*, in: *Tiedemann* (Anm. 4), S. 335, 352 参照。
- 150 Satzger, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 71, 87 参照。
- 151 この点については de Doelder, in: Tiedemann (Anm. 4), S. 427, 428 f. の批判をも参 照。
- 152 この点についてはBVerfGE 83, 130, 142 参照。 *Jung*, in: *Bauer* (Hrsg.), Felder der Rechtsentwicklung: Geistiges Eigentum . . . , 2003, S. 119, 125 ff. も参照。
- 153 Schünemann, GA 2002, 501, 512. 基本的 にBraum, ZRP 2002, 508 も同様である。
- 154 KOM (2001) 715 endgültig v. 11.12.2001 参照.
- 155 Schwarzburg/Hamdorf, NStZ 2002, 617,

618 参照。

156 ヨーロッパ刑法の承認についてはSatzger, in: Hohloch (Anm. 65), S. 51 ff. 参照。